

平成 23 年 12 月 28 日

各 位

会 社 名 旭テック株式会社
代表者名 執行役社長 入交 昭一郎
(コード：5606、東証第 1 部)
問合せ先 執行役 経営企画部長 神谷 明
(TEL. 0537-36-3103)

A T Cホールディングス 2号株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 23 年 12 月 28 日開催の取締役会において、以下のとおり、ユニゾン・キャピタル・グループに属する投資ファンド（詳細については、下記「1. 公開買付者の概要」(7)をご参照ください。)がその発行済株式の全てを保有している A T Cホールディングス 2号株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社株券に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して賛同の意見を表明すること、本公開買付けに係る買付価格の妥当性については意見を留保し、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねること、さらに、公開買付者によれば、本公開買付けが成立した場合にはその決済後速やかに本公開買付けの買付価格よりも高い価格である 33 円を買付価格とする公開買付け（以下「第二回公開買付け」といいます。）を実施する予定であるとのことから、当社取締役会は現時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株主に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきこと、及び、公開買付者の要請に応じ当社をユニゾン・キャピタル・グループの 100%傘下とするための手続（いわゆるスクイーズアウト。以下「本普通株式全部取得手続」といいます。本公開買付け、第二回公開買付け及び本普通株式全部取得手続を併せて「本取引」といいます。）を実施することも相当であると考えた旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当該意見の表明に係る当社の取締役会決議は、本普通株式全部取得手続の結果、当社株券が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	A T Cホールディングス 2号株式会社	
(2) 所 在 地	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号	
(3) 代表者の役職・氏名	松田 清人	
(4) 事 業 内 容	公開買付者は、当社の株券等を取得及び保有し、本公開買付け後に当社の事業を支配し、管理することを主たる事業としております。	
(5) 資 本 金	500,000 円	
(6) 設 立 年 月 日	平成 23 年 11 月 30 日	
(7) 大株主及び持株比率 平成 23 年 12 月 22 日現在 (注)	ユニゾン・キャピタル 3号投資事業組合	15.75%
	ユニゾン 3号共同投資事業組合	5.99%
	Unison Capital III (F), L.P.	20.00%
	Unison III Co-Investments (F), L.P.	13.39%
	Unison Capital III (A), L.P.	15.22%
	Unison III Co-Investments (A), L.P.	9.37%
	Unison Capital III (B), L.P.	12.36%
	Unison III Co-Investments (B), L.P.	7.92%
(8) 上場会社と公開買付者の関係		
資 本 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。また、	

	当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と公開買付者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、当社の関連当事者には該当しません。また、公開買付者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(注) 公開買付者の株主（以下「本ファンド」といいます。）は、機関投資家等から出資を受けて設立されたリミテッド・パートナーシップが、直接又は間接に出資を行う組合又はリミテッド・パートナーシップです。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けを含む本取引に関する意見の内容

当社取締役会は、公開買付者による提案は当社の企業価値向上に資するものであること、第二回公開買付けの買付価格は直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付与した価格であること、及びその他の諸条件を総合的に勘案した結果、平成 23 年 12 月 28 日、決議に参加した取締役の全員一致により、本取引の一環として行なわれる本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を決議いたしました。

もともと、本公開買付けに係る買付価格については、本公開買付けの後速やかに本公開買付けの買付価格よりも高い価格を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けていることから、本公開買付けに係る買付価格の妥当性については意見を留保し、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることが望ましいと判断いたしました。

上述のとおり、公開買付者によれば、本公開買付けが成立した場合には、その決済後速やかに本公開買付けの買付価格よりも高い価格である 33 円を買付価格とする第二回公開買付けを実施し、その後本普通株式全部取得手続を実施する予定であるとのことです。当社は現時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株主に対して第二回公開買付けに応募することを推奨するべき旨、及び、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当である旨の意見を表明するべきと考えております。

(2) 本公開買付けを含む本取引に関する意見の根拠及び理由

①本公開買付けを含む本取引及び当社優先株式の売買の概要

公開買付者によれば、本取引及び本取引に先立つ当社優先株式の売買により、当社の発行済み株式の全てを取得することを目的とし、①RHJ International, S.A.（以下「RHJI」といいます。）及び東京海上日動火災保険株式会社（以下「東京海上日動」といいます。）の保有する当社優先株式の相対取引による取得、②RHJI及び東京海上日動の保有する当社普通株式の公開買付けによる取得（本公開買付け）、③一般株主の保有する当社普通株式の公開買付けによる取得（第二回公開買付け）、及び④その後のスクイーズアウト取引、という4段階のプロセスを想定しているとのことです。

まず、第1段階として、本ファンドが発行済株式の全てを所有するATCホールディングス1号株式会社（以下「ATCH1」といいます。）が、本公開買付けに先立ち、RHJIからその所有する当社のA種優先株式 7,429,000 株及びB種優先株式 10,526,316 株の全て、及び、東京海上日動からその所有する当社のA種優先株式 3,712,000 株の全てを、それぞれ平成 24 年 1 月 4 日付で取得する

予定です（以下「本優先株式売買」といいます。）。その結果、ATC H 1は、当社の発行済のA種優先株式及びB種優先株式の全てを所有するに至るとのことで（かかる各優先株式の取得の詳細については、下記「3. 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。）。

次に、第2段階として、公開買付者は、RH J I（本日現在において所有する当社普通株式数432,553,078株、当社の第105期第2四半期報告書（平成23年11月11日提出）に記載された平成23年11月11日現在の当社の発行済普通株式総数691,272,907株に対する割合（以下「株式所有割合」といいます。）62.57%（小数点以下第三位を四捨五入。以下株式所有割合について同じ。））及び東京海上日動（本日現在において所有する当社普通株式数7,602,055株、株式所有割合1.10%。）が所有している当社普通株式（合計440,155,133株、株式所有割合63.67%）を取得するための本公開買付けを実施するとのことです。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限をRH J Iが所有している当社普通株式の合計数と同数の432,553,078株と設定しているとのことです。応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

なお、公開買付者は、RH J Iとの間で、公開買付者による本公開買付けの開始は、①RH J I応募契約（以下に定義します。）上のRH J Iの表明保証の重大な違反の不存在、②RH J I応募契約、RH J I優先株式売買契約（下記「3（1）A種優先株式及びB種優先株式の取得」にて定義します。）及び守秘義務契約上のRH J Iの義務の重大な点における遵守、③RH J Iが所有する当社普通株式の質権解除に係る担保権者の合意、④当社取締役会による本公開買付けへの賛同意見表明の決議、⑤当該決議時点の事実及び状況に基づく、当社取締役会による第二回公開買付け及び本普通株式全部取得手続（第二回公開買付けの買付価格を含みます。）への賛同意向の決議、⑥当社が設置した特別委員会による本公開買付けへの賛同並びに当該決議時点の事実及び状況に基づく第二回公開買付け及び本普通株式全部取得手続（第二回公開買付けの買付価格を含みます。）への賛同の答申、⑦RH J Iが保有する優先株式の譲渡、⑧本公開買付けの決済資金の融資に係る融資証明書の受領、⑨本取引を妨げる判決、決定、命令、処分、判断等が出でならず、かつ本取引の開始又は完了が法令等に抵触しないこと、⑩本取引について金融庁、関東財務局及び株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が異議を唱えていないこと、⑪当社に貸付を行っている金融機関からの本取引のために必要な承諾の取得、及び⑫当社及びその子会社の事業等に重要な悪影響を及ぼす可能性のある事由の不存在を条件とする旨を合意しているとのことです。

また、公開買付者は、東京海上日動との間で、公開買付者による本公開買付けの開始は、①東京海上日動応募契約（以下に定義します。）上の東京海上日動の表明保証の重大な違反の不存在、②東京海上日動応募契約及び東京海上日動優先株式売買契約（下記「3（1）A種優先株式及びB種優先株式の取得」にて定義します。）上の東京海上日動の義務の重大な違反の不存在、③RH J Iが所有する当社普通株式の質権解除に係る担保権者の合意、④当社取締役会による本公開買付けへの賛同意見表明の決議、⑤当社取締役会による第二回公開買付けへの賛同（買付価格の妥当性を含みます。）及び応募推奨並びに本普通株式全部取得手続への賛同意向の決議、⑥当社が設置した特別委員会による本取引への賛同の答申、⑦RH J Iが保有する優先株式の全ての譲渡、⑧東京海上日動が保有する優先株式の全ての譲渡、⑨RH J I応募契約の締結及び存続、並びに、本公開買付者の義務の前提条件の充足又は放棄が確実であること、⑩本公開買付けの決済資金の融資に係る融資証明書の受領、⑪本取引を妨げる判決、決定、命令、処分、判断等が出でならず、かつ本取引の開始又は完了が法令等に抵触しないこと（金融庁、関東財務局及び東京証券取引所が異議を唱えていないことを含みます。）、及び⑫当社及びその子会社の事業等に重要な悪影響を及ぼす可能性のある事由の不存在を条件とする旨を合意しているとのことです。

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けの買付価格を決定するに際し、本公開買付けの開始を公表した平成23年12月28日の前取引日である平成23年12月27日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の過去1ヶ月、過去3ヶ月、過去6ヶ月（いずれも終値の単純平均値で25円、23円及び24円。小数点以下を四捨五入。以下単純平均値の計算において同じ。）及び直近の市場株価（本公開買付けの開始を公表した平成23年12月28日の前取引日である平成23年12月27日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値27円）の推移、当社が公表している財務情報、公開買付者において算出した当社の将来のキャッシュ・フローの見込み並びに公開買付者において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果を基礎とし、RHJI及び東京海上日動との交渉の結果、本公開買付けの買付価格を1株当たり27円と決定したとのことです。公開買付者は、本公開買付けの買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していないとのことです。

また、本公開買付けの買付価格は、本公開買付けの開始を公表した平成23年12月28日の前取引日である平成23年12月27日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値27円と同額、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値25円に対して8.00%（小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアム及びディスカウントの計算において同じ。）、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値23円に対して17.39%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値24円に対して12.50%のプレミアムを付した金額となります。

本公開買付けに際し、公開買付者は、RHJIとの間で、RHJIが所有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約（以下「RHJI応募契約」といいます。）、及び、東京海上日動との間で、東京海上日動が所有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約（以下「東京海上日動応募契約」といいます。）を締結しているとのことです（RHJI応募契約及び東京海上日動応募契約の詳細については、下記「3. 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。

さらに、公開買付者は、第3段階として、本公開買付けが成立した場合には、買付け等の期間（以下「第二回公開買付期間」といいます。）を平成24年2月13日（予定）から同年3月26日（予定）（30営業日を予定）として、その時点で公開買付者以外の者の所有する当社普通株式の全てを取得することを目的として、第二回公開買付けを実施することを予定しているとのことです（買付予定数の上限又は下限を定める予定は示されておりません）。但し、公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間の延長、決済の遅延その他やむを得ない事由が生じた場合には、第二回公開買付けの開始を延期し、第二回公開買付期間を変更する可能性があります。かかる場合であっても、実務的に可能な範囲で速やかに第二回公開買付けを開始する予定とのことです。また、本公開買付けが不成立となった場合には、第二回公開買付けは実施されない予定であるとのことです。

なお、公開買付者によると、本公開買付けに加え、第二回公開買付けを行うことを予定している理由は以下のとおりです。

公開買付者及びATCH1（以下「公開買付者ら」といいます。）は、本取引及び上述の本優先株式売買により、当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。公開買付者は、本取引及び本優先株式売買を検討するにあたり、まず、当社の筆頭株主であるRHJI及び当社の大株主である東京海上日動との間でそれぞれ個別に交渉し、当社優先株式の売買条件その他の諸条件を勘案のうえ、その所有する当社株式の全てを公開買付者らに譲渡すること及びその価格について合意に達したとのことです。一方で、RHJI及び東京海上日動からの当社普通株式の取得は法令に基づき公開買付けによる必要があるところ、かかる合意における普通株式の価格は、上記のとおりRHJI及び東京海上日動との間で当社優先株式の売買条件その他の諸条件を勘案のうえ交渉した結果決定されたものであり、必ずしもRHJI及び東京海上日動を除く当社株主に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付与した価格

により、当社普通株式を売却する機会を提供するものとはいえない可能性があるとのことです。そこで、公開買付者は、(i) R H J I 及び東京海上日動からその所有する当社普通株式の全てを取得することを目的として、R H J I 及び東京海上日動と合意した買付け等の価格により行う本公開買付け及び(ii) R H J I 及び東京海上日動を除く当社の株主から当社の発行済普通株式の全て（但し、当社の所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、かかる株主に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付与した価格により、当社普通株式を売却する機会を提供するために行う第二回公開買付けの2回の公開買付けを実施するとのことです。

このように、第二回公開買付けの買付価格は、R H J I 及び東京海上日動以外の当社株主に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付与された価格を提供することを企図して決定されたものであるため、R H J I 及び東京海上日動との交渉の結果決定された本公開買付けの買付価格と異なっているとのことです。公開買付者は、第二回公開買付けの買付価格を決定するに際して、本公開買付けの開始を決定した平成23年12月28日の前取引日である平成23年12月27日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月（いずれも終値の単純平均値で25円、23円及び24円）及び直近の市場株価（27円）の推移、当社が公表している財務情報、公開買付者において算出した当社の将来のキャッシュ・フローの見込みの結果を基礎とし、さらには過去1年間の発行者以外の者による公開買付けの事例におけるプレミアム水準、当社普通株式の過去1年間の価格別取引出来高等を総合的に勘案した上、当社が本取引の検討に際して取引条件の公正性や少数株主の利益を確保するために設置した特別委員会との間で買付価格等取引条件の協議、第二回公開買付けの買付価格についての交渉を経て、第二回公開買付けの買付価格を1株につき33円とすることを決定したとのことです。公開買付者は、第二回公開買付けの買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していないとのことです。

なお、第二回公開買付けの買付価格は、本公開買付けの開始を決定した平成23年12月28日の前取引日である平成23年12月27日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値27円に対して22.22%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値25円に対して32.00%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値23円に対して43.48%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値24円に対して37.50%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になるとのことです。

最後に、本優先株式売買、本公開買付け及び第二回公開買付けによって、当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合、公開買付者は、第4段階として、「2. (4) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、第二回公開買付け終了後に、公開買付者が当社の発行済株式の全て（但し、A T C H 1 が所有する優先株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するための本普通株式全部取得手続を行い、当社を公開買付者らの完全子会社とする予定とのことです。

②本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針

当社は、昭和13年に旭鋳物工場を改組し旭可鍛鉄株式会社として設立以降、昭和36年2月に証券会員法人名古屋証券取引所（現・株式会社名古屋証券取引所）市場第二部、昭和55年12月に証券会員法人東京証券取引所（現・東京証券取引所。以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部へ株式を上場し、平成元年11月に社名を現在の旭テック株式会社に変更後は、翌平成2年11月に各市場で第一部上場を果たすなど、知名度の向上及び信用力の強化とともにその業容を拡大させてまいりました。平成15年5月には新規投資の実行及び経営資源の強化による収益率の向上、財務体質の強化を図るため米国投資会社リップルウッド・ホールディングス L.L.C. の資本参加を受け入れる一方で事業の選択と集中を進め、平成18年2月にはテクノメタル株式会社、翌平成19年1月にはMetaldyne Corporationをそれぞれ子会社化し（但し、Metaldyne Corporation及び同社子会社30社は、平成21年5月に米国破産法第11章を申請したことにより、当社の連結対象から除外されております。）、平成22年11月には子会社であった旭テック環境ソリューション株式会

社の株式の売却により、環境装置事業を売却しました。また、この間には、タイ及び中国といった海外への生産拠点の移転も進めてまいりました。

この間、100年に一度とも言われるリーマンショックによる影響、平成19年初頭に買収した米国 Metaldyne Corporation が平成21年に経営破綻したこと、本年3月に発生した東日本大震災、また本年7月に始まり数ヶ月間続いたタイの大洪水による影響など、厳しい試練を乗り越えてきました。この数年は、そういった危機に対して身を削るようなコストダウンなどの体質改善をおこない、「生き残り」をかけて経営の舵をとってきたと言えます。

しかし、平成23年12月19日付け当社プレスリリースで業績予想を上方修正したことに端的に表れているように、当社はこれら数々の危機からようやく脱したものと確信しました。ギリシャの債務危機に端を発した欧州の金融不安や中国やインドなどの新興国の成長の減速など、まだまだ不透明な状況は続くと思われませんが、当社の今後の経営は今までの「生き残り」から「成長」戦略に焦点をあてた積極的な事業計画を推進していきたいと考えております。

今後も自動車業界は世界規模での生き残りをかけた競争による需給構造の大きな変化が予想されますが、これらの変化に対応するには、柔軟な経営戦略と迅速な意思決定がさらに必要になってきます。ユニゾン・キャピタル・グループから提案がなされた完全子会社化・上場廃止については、当社の成長ポテンシャルに対する投資であると理解しており、経営の舵取りが今まで以上に自由にできること、短期的に予想されるリスクにとらわれず、株主の支援に基づき中長期的な事業の成長を追求できること、などからも今後の当社の経営にメリットがあると考えます。

新たな株主には、当社の考える成長戦略をベースに、必要な資金調達と同社の持つ人的ネットワークを通じたサポート等に期待し、これまで以上の経営資源の強化及び効率化を進め、さらなる成長を目指していきたいと考えております。また、そのような観点から、当社においては、会社分割の手法を利用した持株会社化についても検討を行っております。

公開買付者によれば、かかる折、ユニゾン・キャピタル・グループは、当社経営陣と、当社の将来について協議する機会を得、以降、当社を今後も中長期的に成長させていくという観点から、当社の事業戦略や資本政策についての協議・検討を行ってきたとのことです。かかる協議・検討の結果を踏まえ、ユニゾン・キャピタル・グループは、当社が有する各事業において蓄積された技術力、実績に裏付けられた既存顧客との強固な関係、競争力のある高い製品品質等を有効に活用することにより、当社経営陣が現在推進している事業計画に則した事業成長の支援を行い、当社の企業価値を向上させることが可能であるとの認識を持つに至ったとのことです。ユニゾン・キャピタル・グループは、これまでの投資先の企業価値向上に向けた取組みを支援する中で蓄積されたノウハウの提供や、広範なネットワークを活用した人材面でのサポート等を行うことにより、当社の財務体質の更なる強化や経営資源の効率的な配分を実現することで、鉄鋳造鍛造事業の継続的な安定成長を維持しつつ、軽合金事業の更なる成長を推し進めることが可能であると考えているとのことです。また、将来的には、独立採算での自立的経営が可能となる規模まで各事業を成長させるとともに、当該事業に関わる経営資源の価値を実現する方策、経営資源等の選択と集中の可能性等（当社の持株会社化その他の組織再編や事業の一部の売却等を含みます。）等をも検討していく予定であるとのことです。

しかしながら、激変する事業環境においては、上記のような、諸施策の実施は、少なからず不確実性を伴うものであり、必ずしも当初の予定通りに収益に寄与するとは限らないこと、また、当社が長期的な競争力を強化し持続的な成長を達成するための経営体制構築と諸施策の実施には相応の時間とコストが必要であるとともに様々なリスクを伴うものであるため、短期的な収益の変動性が高まり業績に悪影響を与える懸念があることから、個々の施策の成否を踏まえてより機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制の構築が必要となるとのことです。

以上の事情を踏まえ、ユニゾン・キャピタル・グループは、当社が長期的に付加価値を生み続ける会社への変革を成し遂げるためには、短期的な業績の変化に左右されることなく、当社が直面す

る経営課題を適切に把握したうえで、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築することが必要であるとの認識をもつに至ったとのことです。しかしながら、それらを実現するための施策を実施することは当社の一般株主の皆様にとってリスクを伴うものでもあることから、このような影響が一般株主に及ぶことを回避し、公開買付者及びATCH1において当該リスクを引き受けるべく、最終的に公開買付者が当社の発行済株式の全て（但し、ATCH1が保有する優先株式並びに当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、本公開買付けを含む本取引を実施することが最良と判断し、平成23年6月頃、ユニゾン・キャピタル・グループは、当社の筆頭株主であるRHJIに対して本取引を提案したとのことです。その後、ユニゾン・キャピタル・グループはRHJIとの間で協議を重ね、平成23年12月頃、本取引及びそれに先立つ当社優先株式の売買を実施する方向性について基本的な了解を得るに至ったとのことです。

また、ユニゾン・キャピタル・グループは、平成23年12月中旬頃より、東京海上日動との間でも協議を開始し、平成23年12月下旬頃、本取引及びそれに先立つ当社優先株式の売買を実施する方向性についての基本的な了解を得るに至ったとのことです。

その一方、ユニゾン・キャピタル・グループは、当社に対して平成23年11月29日、本取引についての提案を行い、当社が本取引の検討に際して取引条件の公正性、少数株主の利益の確保のために設置した特別委員会及び当社が起用したファイナンシャル・アドバイザーであるパークレイズ・キャピタル証券株式会社（以下「パークレイズ・キャピタル証券」といいます。）との間で、本取引の実施の是非及び条件等（第二回公開買付けの買付価格を含みます。）について協議・交渉を行いました（詳細は、下記「2. (5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本取引の公正性を担保するための措置」の「当社における特別委員会による検討」及び「当社における利害関係を有しない取締役の承認」をご参照ください。）。このような協議の結果を踏まえ、公開買付者らは、平成23年12月28日、本公開買付けを含む本取引及び本優先株式売買を実施することを決定したとのことです。

③本公開買付けを含む本取引後の経営方針

公開買付者によれば、本公開買付けが成立した場合、公開買付者が指定する者が当社の取締役の過半数を占めることとなるよう、当社に対し、本公開買付けの決済完了後最初に開催される株主総会において、かかる目的に沿う取締役選任議案を上程すること等を要請する予定であるとのことです。また、公開買付者とRHJIは、本公開買付けが成立した場合には、RHJIにおいて、RHJIから派遣されている取締役をして、本公開買付けの決済の開始日をもって当社の取締役を辞任させることに合意しているとのことです。一方、執行については原則として現執行体制を執行役員制度に移行した体制が担うことを想定しているとのことです。また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、当社グループが平成23年2月22日付で締結したシンジケート・ローン契約（金銭消費貸借契約書及び劣後金銭消費貸借契約書）（以下「本シンジケート・ローン契約」といいます。）に基づく借入全額のリファイナンスを行うとともに、かかるリファイナンスのための公開買付者から当社に対する貸付債権について、当社資産への担保設定を受ける予定です。

④本公開買付けを含む本取引に関する意見の根拠及び理由

当社は、公開買付者から本公開買付けを含む本取引の提案を受けた後、下記「(5) ②当社における特別委員会による検討」に記載したとおり、特別委員会を設置の上、慎重に検討してまいりました。その結果、当社として本公開買付けに賛同するのが妥当であると判断致しました。但し、本公開買付けの買付価格については、本公開買付けが成立した場合にはその決済後速やかに本公開買付けの買付価格よりも高い価格である33円を買付価格とする第二回公開買付けを実施する予定であるとの説明を公開買付者から受けていることから、本公開買付けの買付価格の妥当性については判断を留保し、本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様判断に委ねるのが望ましいと判断致しました。また、第二回公開買付けについては、それが行われた場合、当社として現時点においては、第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株主に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明す

るべきであり、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当であると考えております。

上記のように判断した根拠は以下のとおりです。

上記「2. (2) ② 本公開買付けを含む本取引の目的及び背景」に記載したとおり、これまで当社は、自社での成長及び買収により業容を拡大させてまいりましたが、平成 19 年のリーマンショックやそれに続く世界的な自動車産業の不況を受け、Metaldyne Corporation が経営破綻するなど、厳しい経営環境にさらされてまいりました。さらに、本年 3 月に発生した東日本大震災、また本年 7 月に始まり数ヶ月間続いたタイの大洪水による影響など、厳しい試練を乗り越えてきました。この数年は、そういった危機に対して身を削るようなコストダウンなどの体質改善をおこない、「生き残り」をかけて経営の舵をとってきたと言えます。

しかし、平成 23 年 12 月 19 日付け当社プレスリリースで業績予想を上方修正したことに端的に表れているように、当社はこれら数々の危機からようやく脱したものと確信しました。ギリシャの債務危機に端を発した欧州の金融不安や中国やインドなどの新興国の成長の減速など、まだまだ不透明な状況は続くと思われ、当社の今後の経営は今までの「生き残り」から「成長」戦略に焦点をあてた積極的な事業計画を推進していきたいと考えております。

今後も自動車業界は世界規模での生き残りをかけた競争による需給構造の大きな変化が予想されますが、これらの変化に対応するには、柔軟な経営戦略と迅速な意思決定がさらに必要になってきます。公開買付者から提案がなされた完全子会社化・上場廃止については、当社の成長ポテンシャルに対する投資であると理解しており、経営の舵取りが今まで以上に自由にできること、短期的に予想されるリスクにとらわれず、株主の支援に基づき中長期的な事業の成長を追求できること、などからも今後の当社の経営にメリットがあると考えます。

当社は、以上の諸点を検討し、後述の特別委員会の答申を最大限尊重した結果、当社としては本公開買付けに賛同し、ただし本公開買付けの買付価格については当社としての判断を留保し、本公開買付けに応募するか否かは株主の皆様の判断に委ねるのが妥当であること、また、第二回公開買付けについては、それが行われた場合、当社として現時点においては、第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株主に対して第二回公開買付けに応募することを推奨するべきであり、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当である、との結論に至りました。

(3) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付け成立時点で当該基準に該当しない場合でも、下記「2. (4) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、公開買付者は、第二回公開買付けを実施する予定にあるとのことですが、第二回公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、第二回公開買付け成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本普通株式全部取得手続を予定しているとのことなので、その場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社普通株式は所定の手続を経て上場廃止になります。なお、当社普通株式が上場廃止となった場合は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(4) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

公開買付者によれば、公開買付者は、上記「2. (2) ①本公開買付けを含む本取引及び当社優先株式の売買の概要」に記載のとおり、最終的には当社の発行済普通株式を取得することを目的として、本公開

買付け及び本公開買付け成立後に第二回公開買付けを実施する予定にあるとのことですが、本公開買付け及び第二回公開買付けにおいて当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、第二回公開買付け成立後に、以下の方法により、公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するための本普通株式全部取得手続を実施することを予定しているとのことです。なお、本公開買付けの不成立により第二回公開買付けが行われない場合には、本普通株式全部取得手続も実施されないとのことです。

具体的には、本公開買付け及び第二回公開買付けが成立した後に、公開買付者らは、(a) 当社において普通株式、A種優先株式及びB種優先株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、(b) 当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び(c) 当社の当該株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類株式を交付することを付議議案に含む株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催し、上記(a)乃至(c)を上程すること、及び上記(b)の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主、A種優先株式の株主及びB種優先株式の株主による各種類株主総会（以下、総称して「本種類株主総会」といいます。）を本株主総会の開催日に開催し、上記(b)を上程することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者らは、本株主総会及び本種類株主総会のうち各々が議決権を有するものにおいて、それぞれ上記各議案に賛成する予定とのことです。

公開買付者らは、平成24年6月を目途として本株主総会及び本種類株主総会を開催することを当社に要請する予定とのことですが、本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、当社と公開買付者らが協議の上、決定次第、当社が速やかに公表致します。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の普通株主には当該取得の対価として別個の種類株式が交付されることとなりますが、当社の普通株主のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却の結果、各普通株主に交付される金銭の額については、第二回公開買付けの買付価格に当該株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定であります。公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者以外の当社の普通株主のうちで本公開買付けに応募されなかった普通株主に対して交付する当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを当社に要請する予定とのことです。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(i) 上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記(c)の全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買付価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、上記(a)乃至(c)の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け及び第二回公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合又は公開買付者以外の当社の株主の当社株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があるとのことです。但し、その場合でも、公開買付者以外の当社の普通株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有す

ることとなることを予定しており、この場合において公開買付け以外の普通株主に交付される金銭の額については、第二回公開買付けの買付価格に当該普通株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。この場合における具体的な手続については、当社と公開買付けらが協議のうえ、決定次第、当社が速やかに公表致します。

なお、本公開買付け及び第二回公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではないとのことです。

(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本取引の公正性を担保するための措置

下記「3 (2) 本公開買付けへの応募に係る公開買付けとRHJIとの合意」記載のとおり、公開買付け者は、RHJIとの間でRHJI応募契約を締結しているとのことですが、当社の取締役10名のうち社外取締役4名がRHJI又は同社子会社の役員又は従業員を兼務しております。上記のような状況から、当社における本公開買付けを含む本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付けの買付価格及び第二回公開買付けの買付価格を含む取引条件の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、並びに利益相反回避の観点から、主として以下のような本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する措置を講じております。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得

当社は、公開買付けから提示された本公開買付け及び第二回公開買付けの買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本取引及び本優先株式売買に関し独立性を有する第三者算定機関としてパークレイズ・キャピタル証券に当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成23年12月28日付で株式価値算定書（以下「本算定書」といいます。）を取得しております。

パークレイズ・キャピタル証券は、当社普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の取締役（本取引及び本優先株式売買について特別の利害関係を有する又は特別の利害関係を有するおそれがある株式会社RHJインターナショナル・ジャパンの代表取締役会長である倉重英樹氏、Ripplewood Holdings LLC のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントであるアンソニー・A・バローネ氏、RHJIのCOO兼ジェネラル・カウンセラーであるルディガー・シュミッド クーンホッフアー氏及び株式会社RHJインターナショナル・ジャパンのマネージング・ディレクターである有馬純則氏を除きます。）から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報等を踏まえて、当社の株式価値を算定しております。

パークレイズ・キャピタル証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定方法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、類似会社比較法、類似取引比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を主要な算定方法として用いて、当社普通株式の株式価値を算定しております。パークレイズ・キャピタル証券が上記各手法を採用した理由及び当該各手法に基づき算定した当社普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。なお、パークレイズ・キャピタル証券は、かかる算定にあたり、当社が公表した平成23年12月19日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」記載の当社の平成23年3月期の通期の業績予想の修正を勘案しております。

評価手法	1株当たり株式価値レンジ
市場株価法	: 17円から38円
類似会社比較法	: 16円から26円
類似取引比較法	: 11円から15円
DCF法	: 29円から36円

市場株価法は、当社普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値算定における客観的な算定手法であると考え、採用しております。市場株価法では、最近における当社普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、算定基準日を本公開買付けの開始を決定した平成23年12月28日の前取引日である平成23年12月27日として、当社の普通株式の過去12ヶ月間の株価を基に、当社普通株式1株当たりの株式価値を17円～38円と算定しております。

類似会社比較法は、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて、企業の価値の算定を行う手法となります。当社には比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であるため、類似会社比較法を採用し、当社普通株式の1株当たりの株式価値を16円～26円と算定しております。

類似取引比較法では、本公開買付けと比較的類似すると考えられる、国内外で過去に実施された自動車部品、トラック部品及び建機部品メーカーにかかる公表取引における取引価格や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を11円～15円と算定しております。

DCF法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF法では、当社の事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の1株当たりの株式価値を29円～36円と算定しております。なお、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれておりません。

パークレイズ・キャピタル証券は、上記の株式価値算定の結果等を踏まえ、第二回公開買付けの買付価格が財務的見地から株主（RHJI及び東京海上日動を除きます。）にとって公正である旨の意見を意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）において述べております。また、パークレイズ・キャピタル証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、当社普通株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）及び当社優先株式の全ての対価として支払われる金額の総額をベースとして計算される企業価値の額が、財務的見地から当社にとって公正である旨の意見も述べております。

なお、パークレイズ・キャピタル証券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本取引及び本優先株式売買に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

（注）パークレイズ・キャピタル証券による本算定書及び本フェアネス・オピニオンの作成は、以下の前提条件、手続、考慮事項及び分析における制約事項その他一定の制限に服します。パークレイズ・キャピタル証券は、(A)本取引の検討の続行又は本取引の実行に関する当社の意思決定、(B)本取引が成就する可能性、(C)上記の企業価値に係る株主、債権者及びその他当社に利害関係を有する者の間における配分の公正性及び適切性、又は(D)下記「3（1）A種優先株式及びB種優先株式の取得」記載の米国 Pension Benefit Guaranty Corporation との間の訴訟（及び当社への経済的影響）及び同訴訟に起因して当社が過去又は将来において負担する損害、損失及び費用等の額に関する ATCH1及びRHJIの間における合意に基づく取決め（詳細は、下記「3（1）A種優先株式及びB種優先株式の取得」をご参照ください。）について、意見を求められているものではなく、いかなる意味においても意見を述べるものではありません。パークレイズ・キャピタル証券は、本算定書及び本フェアネス・オピニオンに記載される意見を示すにあたり参照した財務情報その他の情報が正確かつ完全であることを前提として依拠しており、この点について別段の検証を行っておりません。また、パークレイズ・キャピタル証券は、上記の情報が不正確又は誤解を生じさせるものであると判断すべき事実又は状況を認識していない旨を当社の経営陣が確約していることにも依拠しております。パークレイズ・キャピタル証券は、当社の業績予想が、現時点において入手可能な当社による最善の見通し及び判断を反映して合理的に作成されたものであることを前提としております。パークレイズ・キャピタル証券は、当該予想若しくは見通し、又はこれらの前提条件につい

て、一切責任を負担せず、またいかなる見解を示すこともありません。本算定書又は本フェアネス・オピニオンは、当社の株主に対して、当社の普通株式の応募を推奨するものではありません。

② 当社における特別委員会による検討

当社は、本取引について本公開買付けにおいては当社の支配株主が応募株主となること、第二回公開買付けにおいては公開買付者が新たな支配株主としてさらに買付けを行うこと、さらにその後本普通株式全部取得手続・上場廃止も想定されるなど、利害関係が複雑であり、意思決定に公正性が要求されるため、中立的立場から本取引に対し意見表明をすべく、平成 23 年 10 月 20 日の当社取締役会において、当社取締役会の小委員会として特別委員会を設置し、その委員として、当社取締役である越尾壯一氏（以下「越尾氏」といいます。）、エドワード・G・クルーバシック氏（以下「クルーバシック氏」といいます。）及びトーマス・A・アマート氏（以下「アマート氏」といいます。）の 3 名を選定しました。当該 3 名の中立性・独立性は、いずれも応募株主及び公開買付者と利害関係が無く本取引及び本優先株式売買に利害関係を有しないこと（即ち本公開買付けに対し当社取締役会として意見表明決議をする際、特別利害関係取締役として当該決議から排除されないこと）、越尾氏は当社社外取締役であり当社株券が上場されている東京証券取引所に独立役員として届け出られた者であること、クルーバシック氏は当社社外取締役であること、及びアマート氏はかつて当社の執行役でしたが現在は業務執行に携わらない非常勤の取締役であることにより担保されております。なお、越尾氏は 186,000 株、アマート氏は 231,068 株の当社普通株式を保有しておりますが、その持株割合はごく小さいものであり、かかる株式保有が上記の独立性に影響を及ぼすものではないと思料します。

特別委員会は、平成 23 年 11 月 10 日より同年 12 月 28 日まで合計 20 回開催され、公開買付者からのヒアリング、当社経営陣との協議、当社が起用した財務アドバイザーであるバークレイズ・キャピタル証券及び当社が起用した独立の法律事務所であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所との協議を重ねるとともに、バークレイズ・キャピタル証券から取得した本算定書及び本フェアネス・オピニオン、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言その他の関連資料を検討しました。また、公開買付者及びそのアドバイザーであるユニゾン・キャピタル・グループからも本取引及び本優先株式売買の取引構造や条件について説明を受け、少数株主の利益の確保の観点から第二回公開買付けの買付価格を含む取引条件等について公開買付者と協議や交渉を行いました。具体的には、以下の事項を検討致しました。

(a) 本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値向上に資するか

当社及び特別委員会は、公開買付者より、公開買付者及び公開買付者に対して助言を与えるユニゾン・キャピタル・グループの事業概要及び投資経験について説明を受けました。また、上記「(2) ②本公開買付けを含む本取引の目的及び背景」記載の内容について公開買付者から説明を受けると共に、公開買付者らが当社を完全子会社化することにより当社がどのようなメリットを受けるかについて説明を受けました。それによると、公開買付者は、主に、①当社が成長するための資金確保のサポート、②当社のガバナンスシステムを強化するための組織構築及び非公開会社としての意思決定の迅速化等、③当社経営方針を理解した経験豊かなチームの当社経営への参画、並びに、④ユニゾンの経営アドバイザーとの協働による経営課題の解決、という点において当社をサポートする用意があるということです。また、特別委員会は、本取引による財務状況の変化など当社が受けうる影響並びに本優先株式売買の諸条件を含め、本公開買付け並びにその後の第二回公開買付け及び本普通株式全部取得手続により当社の企業価値が向上するかどうか慎重に協議しました。

上記「2. (2) ② 本公開買付けを含む本取引の目的及び背景」に記載したとおり、これまで当社は、自社での成長及び買収により業容を拡大させてまいりましたが、平成 19 年のリーマンショックやそれに続く世界的な自動車産業の不況を受け、Metaldyne Corporation が経営破綻す

るなど、厳しい経営環境にさらされてまいりました。さらに、本年3月に発生した東日本大震災、また本年7月に始まり数ヶ月間続いたタイの大洪水による影響など、厳しい試練を乗り越えてきました。この数年は、そういった危機に対して身を削るようなコストダウンなどの体質改善をおこない、「生き残り」をかけて経営の舵をとってきたと言えます。

しかし、平成23年12月19日付け当社プレスリリースで業績予想を上方修正したことに端的に表れているように、当社はこれら数々の危機からようやく脱したものと確信しました。ギリシャの債務危機に端を発した欧州の金融不安や中国やインドなどの新興国の成長の減速など、まだまだ不透明な状況は続くと思われませんが、当社の今後の経営は今までの「生き残り」から「成長」戦略に焦点をあてた積極的な事業計画を推進していきたいと考えております。

今後も自動車業界は世界規模での生き残りをかけた競争による需給構造の大きな変化が予想されますが、これらの変化に対応するには、柔軟な経営戦略と迅速な意思決定がさらに必要になってきます。公開買付者から提案がなされた完全子会社化・上場廃止については、当社の成長ポテンシャルに対する投資であると理解しており、経営の舵取りが今まで以上に自由にできること、短期的に予想されるリスクにとらわれず、株主の支援に基づき中長期的な事業の成長を追求できること、などからも今後の当社の経営にメリットがあると考えます。

以上の諸点を鑑み、特別委員会としては、上記(2)②記載の目的は合理的であり、また、本取引により、当社として利益を享受するものと認められることから、本取引が当社の企業価値向上に資するものと判断致しました。

(b) 本公開買付けを含む本取引の取引条件の公正性が確保されているか

次に、特別委員会は下記「(5)①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得」記載のとおり、独立した第三者算定機関としてのパークレイズ・キャピタル証券より本算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得し、公開買付者の提案した買付価格の合理性・妥当性を検証致しました。

公開買付者から提示された本取引に関する買付価格は、本公開買付けが普通株式1株あたり27円、第二回公開買付けが普通株式1株あたり33円でした。他方、本算定書においては、当社の普通株式1株当たりの株式価値算定結果として、市場株価法では17円から38円、類似会社比較法では16円から26円、類似取引比較法では11円から15円、DCF法では29円から36円と報告されました。

上記の株式価値算定の結果等を踏まえ、パークレイズ・キャピタル証券は、公開買付者から提示された第二回公開買付けの買付価格が財務的見地から株主(RHJI及び東京海上日動を除きます。)にとって公正である旨の意見を本フェアネス・オピニオンにおいて述べております。また、パークレイズ・キャピタル証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、当社普通株式(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)及び当社優先株式の全ての対価として支払われる金額の総額をベースとして計算される企業価値の額が、財務的見地から当社にとって公正である旨の意見も述べております。

特別委員会において検討した結果、本算定書の結論に至る計算過程はもちろん、本フェアネス・オピニオンの検討過程についても、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められません。

他方、本公開買付けの買付価格は、本フェアネス・オピニオンの対象ともされておられません。しかしながら、公開買付者の説明によると、本公開買付けは、当社の支配株主すなわちRHJI及び当社の株主である東京海上日動が予め公開買付者との間で応募契約を締結の上合意した取引条件(買付価格を含みます。)に基づくものであり、応募契約を締結した株主のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されておらず、少数株主のために、本公開買付けの後速やかに本公開買付けの買付価格よりも高い価格(普通株式1株あたり33円)を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であるとのことです。このような事情に鑑みれば、本公

開買付けにおける買付価格にかかわらず、本取引及び本優先株式売買を全体としてみれば、第二回公開買付けの買付価格を含む本取引の取引条件は公正なものであると考えられます。もっとも、本公開買付けの買付価格の妥当性に関しては当社としての判断を留保すべきものと判断致しました。

なお、「3（1）A種優先株式及びB種優先株式の取得」に記載のとおり、RHJIによる当社優先株式の譲渡価格については、PBGC 訴訟費用（以下に定義する）の多寡に応じて、RHJIとATCH1との間で譲渡価格の調整が行われるとのこと。しかし、そのような調整が行われたとしても、RHJIに支払われる当社優先株式の実質対価（普通株式に転換された場合の普通株式1株当たりの対価）が第二回公開買付けの買付価格を上回ることではないとのこと。従って、かかるPBGC訴訟費用に関連した価格調整は、上記公正性に関する判断に影響を及ぼすものではないと思料致します。

(c) 本公開買付けを含む本取引は公正な手続を通じて少数株主への十分な配慮がなされているか

本取引は、公開買付けを二段階に分けるといふ本邦において先例の見当たらない構造を採用しています。株主の保護という観点からは、支配株主であるRHJIらによる応募を想定した本公開買付けの後に、より高い買付価格を設定した第二回公開買付けが実施されることが、どのように担保されているかという点が問題となります。

この点については、公開買付者から明確に説明を受けるとともに、公開買付者による本日付け公表文書（本書末尾に添付）においても、本公開買付けが成立した場合には、その決済後速やかに、公開買付者以外の者が所有する当社の発行済み普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、再度、本公開買付けの買付価格（27円）よりも高い価格である33円を買付価格とする第二回公開買付けを実施する予定である旨明記されております。このことから、公開買付者において第二回公開買付けの予定を明確に開示することにより、少数株主の利益を一定程度尊重しようとしている取引構造であることが窺われます。

また、本取引では二段階の公開買付けの後、全部取得条項付種類株式（又はその他の方法）を用いて本普通株式全部取得手続を行うことが企図されています。本普通株式全部取得手続において、本普通株式全部取得手続の対価は、第二回公開買付けの買付価格と同一の価格となるよう設定される予定であり、本普通株式全部取得手続は、第二回公開買付けの成立後速やかに実行するよう要請する予定との説明を公開買付者から受けています。実際の種類株式の発行及び全部取得条項に基づく株式の取得が後日行われたとしても、第二回公開買付けの期間に近接した時点を経準日とし、当該経準日時点の株主に対して当該種類株式の交付がなされるものと考えられ、実質的には、第二回公開買付け期間と近接した時点における株主に対して具体的な条件が提示されるものと考えられます。このため、第二回公開買付けと同一の基準を本普通株式全部取得手続の価格決定に際して採用することには、特段不合理な点はないと判断されます。

加えて、全部取得条項付種類株式の発行に関しては、これに必要となる定款変更について、会社法上、反対株主による株式の買取請求権が認められています。また、上記全部取得条項に基づく当社による株式の取得に関しては、買付価格を基準として決定される本普通株式全部取得手続時における経済的条件に満足出来ない株主において、裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定を申し立てる機会が認められています。第二回公開買付けの買付価格、またその後に予定されている本普通株式全部取得手続時における経済的条件に満足できない株主においては、これらの法定の手続を利用することにより、裁判所の判断を仰ぐ機会が認められています。このような手続の利用を一般株主に認めた上で本取引を実施しようとしている点からも、公開買付者において一般株主（少数株主）の利益に対して適切な配慮をするよう努めている取引構造であることが窺われます。

上述のとおり、当社は公開買付者からの提案を踏まえ、特別委員会を設置し、本取引の対応及び検討に向けた過程の中で、パークレイズ・キャピタル証券から取得した本算定書及び本フェアネ

ス・オピニオン、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言その他の関連資料を踏まえ、当社少数株主の利益を勘案した適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また本公開買付けの買付条件、とりわけ買付価格の公正性の担保、また本普通株式全部取得手続の取得条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、特別委員会において具体的な検討を行い、その結果、当社特別委員会は、本取引において公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされているとの結論に至りました。

その結果、特別委員会は、平成23年12月28日、(a)本公開買付けを含む本取引については、全体として当社の企業価値の向上を目的とするものであると認められ、これに賛同すべきであること、(b)本公開買付けの買付価格については、本公開買付けの後速やかに本公開買付けの買付価格よりも高い価格（普通株式1株あたり33円）を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けていることから、当社として意見を留保すべきこと、(c)第二回公開買付けが実施される場合には、かかる第二回公開買付けも当社の企業価値の向上を目的とするものであると認められ、また第二回公開買付けの買付価格は直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格であり妥当であると認められることから、答申書提出時点の状況に基づく判断として、第二回公開買付けを含む本取引に賛同するとともに、第二回公開買付けが実施された場合には当社株主にこれに応募するよう推奨することが望ましいこと、並びに、(d)本優先株式売買並びに本取引を構成する本公開買付け、第二回公開買付け及び第二回公開買付け後に行われる本普通株式全部取得手続という本取引の全体を勘案すれば、本取引は全体として少数株主にとって不利益ではないと認められることを内容とする答申を委員全員の一致で決定し、同日、当社取締役会に対し答申致しました。

③ 当社における法律事務所からの助言

当社は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、RHJI、公開買付者及び当社から独立した法律事務所であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引における意思決定過程、意思決定方法、特別委員会の運営その他の留意点について法的助言を受けております。

④ 当社における利害関係を有しない取締役の承認

当社は、バークレイズ・キャピタル証券から取得した本算定書及び本フェアネス・オピニオン、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、特別委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引及び本優先株式売買に関する諸条件について慎重に検討した結果、本取引が当社の企業価値向上の観点から有益であり、本取引の諸条件は妥当であると判断し、平成23年12月28日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明する旨を、決議に参加した取締役（取締役10名中、出席取締役3名）の全員一致で決議致しました。但し、本公開買付けの買付価格については、本公開買付けが成立した場合、その決済後速やかに本公開買付けの買付価格よりも高い価格である33円を買付価格とする第二回公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けているため、本公開買付けの買付価格の妥当性については意見を留保し、当社株主が本公開買付けに応募するか否かは株主のご判断に委ねることが望ましいと判断致しました。さらに、現時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社株主に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべき旨、及び、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当である旨を決議致しました。なお、当社取締役のうち、倉重英樹氏、アンソニー・A・バローネ氏、ルディガー・シュミッドクーンホッフアー氏及び有馬純則氏は、当社の支配株主でありかつ本公開買付けにつき応募契約を締結しているRHJI又はその関連会社の役員又は従業員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、また、入交昭一郎氏、山田裕久氏、及び松村正隆氏については、当社執行役を兼任しているところ、執行役報酬の一部が当社の買収を含む組織再編の実施と関連する枠組みとなっており、必ずしも利害が対立するものではありませんが、取締役会決議の公正を期す

ため、本取引及び本優先株式売買に関する取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場においてその取引条件に関する公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。

なお、その結果、上記取締役会の審議及び決議に参加した取締役は、越尾氏、クルーバシック氏及びアマート氏の3名であり、特別委員会の構成員と同一となりますが、そのことにより、取締役会の審議及び決議の公正性に影響が生じるものではないと考えております。なぜなら、特別委員会においては特に少数株主にとっての不利益性が議論の焦点となる一方、取締役会においてはより幅広い経営的見地から本取引に賛同すべきかどうかを議論するものであり、もとより議論の対象・目的が異なるからです。また、当社は、本取引及び本優先株式売買の少数株主への影響を真摯に検討すべく、かかる取引と利害関係が無いと考えられる取締役全員を特別委員会委員に選任したものであり、結果的に同一の構成員が取締役会で審議・決議することに何ら支障はないものと思料致します。

3. 公開買付者らと当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(1) A種優先株式及びB種優先株式の取得

当社は、本日現在、A種優先株式 11,141,000 株及びB種優先株式 10,526,316 株を発行していますが、公開買付者によると、本ファンドが発行済株式の全てを所有するATC H 1は、RH J Iとの間で、平成 23 年 12 月 28 日付で、RH J I が所有するA種優先株式 (7,429,000 株) 及びB種優先株式 (10,526,316 株) の全てをATC H 1 が譲り受ける旨の契約を締結しており (以下「RH J I 優先株式売買契約」といいます。)、平成 24 年 1 月 4 日付で当該優先株式を取得する予定であり、また、ATC H 1 は、東京海上日動との間でも、平成 23 年 12 月 28 日付で、東京海上日動が所有するA種優先株式 (3,712,000 株) の全てをATC H 1 が譲り受ける旨の契約を締結し (以下「東京海上日動優先株式売買契約」といいます。)、平成 24 年 1 月 4 日付で当該A種優先株式を取得する予定とのことです。

これにより、ATC H 1 は、当社が本日現在発行する全ての優先株式を所有するに至ります。なお、ATC H 1 がRH J I から取得するA種優先株式 (7,429,000 株) の譲渡価格については、総額 1,976,114,000 円となっているとのことです。これは、ATC H 1 及びRH J I の間の交渉の結果決定された価格であり、これを平成 23 年 12 月 27 日時点でRH J I が所有するA種優先株式に係る取得請求権を行使した場合にかかるA種優先株式を当社が取得するのと引換えに交付されることとなる当社普通株式数 (以下「A種転換後普通株式数」といいます。)(104,006,000 株) で除すと 19.0 円 (小数点以下第二位を四捨五入。) となります。また、ATC H 1 がRH J I から取得するB種優先株式の譲渡価格については、同じくATC H 1 及びRH J I の間の交渉の結果、総額 592,762,737 円となっており、かかる金額から、ATC H 1 がRH J I からB種優先株式を取得するまでのB種優先株式にかかる累積未払優先配当金 (1株につき1年当たり 7.12 円、総額 431,664,086 円、総額は円未満切り捨て。) を控除し、平成 23 年 12 月 27 日時点でRH J I が所有するB種優先株式に係る取得請求権を行使した場合にかかるB種優先株式を当社が取得するのと引換えに交付されることとなる当社普通株式数 (15,306,122 株) (以下「B種転換後普通株式数」といい、A種転換後普通株式数と併せて「優先株式転換後普通株式数」と総称します。) で除すと 10.5 円 (小数点以下第二位を四捨五入。) となります。

なお、ATC H 1 は、RH J I との間で、当社が平成 22 年 11 月 22 日付「米国 PBGC から当社に対する訴訟提起について」と題するプレスリリースにおいて公表した米国 Pension Benefit Guaranty Corporation との間の訴訟 (注) に起因して当社が将来において負担する損害、損失及び費用等の額 (以下「PBGC 訴訟費用」といいます。) が一定の金額 (以下「想定訴訟費用基準額」といいます。) を超えなかった場合には、かかる訴訟の解決後 20 営業日以内に、ATC H 1 が、RH J I に対し、想定訴訟費用基準額と PBGC 訴訟費用との差額に 0.5 を乗じた額 (但し、10 億円を上限とします。) を優先株式の譲渡価格の総額 (2,568,876,737 円) に対する各種優先株式の譲渡価格の割合に応じて、それぞれの優先株式の対価として追加的に支払うことを合意しております。その結果、(i) A種優先株式の譲渡価格は最大で 2,745,366,168 円となり、これをA種転換後普通株式数で除した額は、最大で 26.4 円 (小数点以下第二位を四捨五入。)、(ii) B種優先株式の譲渡価格は最大で 823,510,569 円となり、これから B種優先株式にかかる累積未払優先配当金を控除した金額をB種転換後普通株式数で除した数は、最大で 25.6 円 (小

数点以下第二位を四捨五入。) となります。このように、ATC H 1がRH J Iから取得した当社優先株式の譲渡価格は、いかなる場合であっても、平成 23 年 12 月 27 日時点での優先株式転換後普通株式数を基に普通株式 1 株あたりに換算した場合、本公開買付価格 (27 円) よりも低い価格となります。

一方、ATC H 1は、RH J Iとの間で、PBGC 訴訟費用が想定訴訟費用基準額を超えた場合には、RH J Iが、当社により支払われた PBGC 訴訟費用を合理的に証する資料を受領した後 20 営業日以内に、RH J Iが、ATC H 1に対し、PBGC 訴訟費用と想定訴訟費用基準額との差額に一定割合を乗じた額を、所定の金額を上限として補償することを合意しております。

また、東京海上日動から取得する予定のA種優先株式 (3,712,000 株) の譲渡価格については、総額 1,165,568,000 円となっております。これは、ATC H 1及び東京海上日動の間の交渉の結果決定された価格であり、これを平成 23 年 12 月 27 日時点での東京海上日動が所有するA種優先株式に係るA種転換後普通株式数 (51,968,000 株) で除すと、22.4 円 (小数点以下第二位を四捨五入。) となります。このように、東京海上日動から取得したA種優先株式の譲渡価格も、平成 23 年 12 月 27 日時点でのA種転換後普通株式数を基に普通株式に換算した場合、本公開買付の買付価格 (27 円) よりも低い価格となります。

なお、ATC H 1は、RH J Iとの間で、(i)公開買付者のRH J I応募契約上の義務の違反に起因するもの以外の理由によって本公開買付けの決済が行われない場合にはATC H 1により、(ii) RH J IのRH J I応募契約上の義務の違反に起因するもの以外の理由によって、RH J Iがその保有する普通株式全ての本公開買付けへの応募に対し、当該応募に係る公開買付価格の全額の支払を受けられなかった場合にはRH J Iにより、(iii)RH J I応募契約が解除された場合にはいずれの当事者からも、上記RH J Iからの本優先株式の取得に係る契約を解除することができる旨を合意しているとのことです。

また、ATC H 1は、東京海上日動との間で、(i) (a) 本公開買付けが開始されたにもかかわらず、本公開買付けの決済が行われない場合 (公開買付者による東京海上日動応募契約上の義務の違反が存する場合を除きます。)、(b) 東京海上日動応募契約が解除された場合又は(c) RH J I 優先株式売買契約もしくはRH J I 応募契約が解除された場合には、公開買付者より、(ii) (a) 本公開買付けが開始されたにもかかわらず、本公開買付けの決済が行われない場合 (但し、東京海上日動による東京海上日動応募契約上の義務の違反が存する場合を除きます。) 又は(b) 東京海上日動応募契約が解除された場合には、東京海上日動より、東京海上日動優先株式売買契約を解除することができる旨を合意しているとのことです。

(注) 当社が平成 22 年 11 月 22 日付で公表した「米国 PBGC から当社に対する訴訟提起について」と題するプレスリリースのとおり、当社は、米国 Pension Benefit Guaranty Corporation から、当社の米国子会社であったメタルダイン・コーポレーションの退職年金制度に未積立金等が存在しており、メタルダイン・コーポレーションの倒産に伴う退職年金制度の解約により、米国従業員退職所得保証法に基づき、メタルダイン・コーポレーションの「支配グループ」であった当社が、メタルダイン・コーポレーションの退職年金制度 (支払保証制度) の管理者たる PBGC に対して当該未積立金等につき支払義務を負担するとして、退職年金制度解約に伴う未積立金支払債務等の支払を請求する訴訟を米国連邦裁判所において提起されています。

(2) 本公開買付けへの応募に係る公開買付者とRH J Iとの合意

公開買付者は、平成 23 年 12 月 28 日付で、RH J Iとの間で、その所有する当社普通株式 (432,553,078 株、株式所有割合 62.57%) の全てを本公開買付けに応募する旨のRH J I 応募契約を締結したとのことです。RH J I 応募契約において、公開買付者ら及びRH J Iは、(i) RH J I 応募契約に基づき、RH J Iは、その所有する当社普通株式全てを本公開買付けに応募すること (但し、当該応募義務は、(a) 本公開買付けが開始されること、(b) 担保権者がRH J Iが所有する当社普通株式に設定された担保権を解除することに合意していること、(c) 公開買付者における表明及び保証 (注 1) の重要な点における違反の不存在、(d) 公開買付者らにおけるRH J I 応募契約、RH J I 優先株式売買契約若しくは守秘義務契約上の義務 (秘密保持義務及び契約上の地位の譲渡禁止) の重大な点における遵守、(e) 本公開買付けを制限又は禁止する裁判所又は行政機関その他の権限ある機関によるいかなる命令、

決定、処分等が出ておらず、かつ本公開買付けの開始若しくは完了が抵触する法令等が存在等しないこと、(f) 本公開買付けに関し、関連当事者により当社の既存貸付債権者の同意、承認が取得できていることを条件としております。なお、かかる応募の条件が満たされない場合であっても、RHJIが自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されていないとのことです。)、(ii) RHJIにおいて、本公開買付けの決済日をもって、RHJIから派遣されている取締役をして、当社の取締役を辞任させること、(iii)本公開買付けの決済日以降に開催される当社の株主総会において、当該株主総会における基準日が公開買付け者が本公開買付けにより当社の株主となる前に設定された場合には、RHJIは、公開買付け者に対し、当該株主総会において、公開買付け者がRHJIが保有する普通株式に係る議決権を行使することができる代理権を与えること、(iv) 本公開買付けの決済日までの間、RHJIが、原則として、RHJIから派遣されている取締役を通じて、当社が通常の業務遂行の過程に従い運営されるよう確保するよう最大限努力をすること、(v)本公開買付けの決済日までの間、RHJIが、自ら又は関連者をして、対抗提案等を勧誘等をしたり、対抗提案に関する協議・交渉・情報開示をすること等が原則として禁止されること、(vi)解除事由(注2)、(vii) 本公開買付けの決済日後、公開買付け者等による当社の所定の取締役に対する免責等を合意しているとのことです。

なお、RHJIによれば、RHJIが所有する当社普通株式には、既存貸付債権者が、本シンジケート・ローン契約に基づき当社に対して有している貸付債権を被担保債権とする質権を設定しておりますが、RHJI、当社及び既存貸付債権者間で当該質権解除に基づく協議が行われ、本公開買付けへの応募が可能となるよう、質権解除することについての合意がなされたと聞いております。

(注1) RHJI応募契約においては、公開買付け者の表明保証事項として、公開買付け者及びATCH1の設立及び存続、本取引に係る契約の締結及び履行に必要な権限及び権能、RHJI応募契約の有効性、法的拘束力及び強制執行可能性、RHJI応募契約及びRHJI優先株式売買契約等の締結及び履行の内部規則・他の契約等・法令等との抵触の不存在、公開買付けにおける本公開買付けの決済と関連費用の支払に必要な資金の調達に関する事項が規定されているとのことです。

(注2) RHJI応募契約においては、(i)本公開買付けの撤回事由が発生した場合等には公開買付け者により、(ii)公開買付け者のRHJI応募契約上の重大な義務若しくは表明保証違反、ATCH1によるRHJI優先株式売買契約の重大な義務若しくは表明保証違反が存し、かかる違反が一定期間内に治癒されない場合等にはRHJIにより、RHJI応募契約を解除することができる旨が合意されているとのことです。

(3) 本公開買付けへの応募に係る公開買付け者と東京海上日動との合意

公開買付け者は、平成23年12月28日付で、東京海上日動との間で、その所有する当社普通株式(7,602,055株、株式所有割合1.10%)の全てを本公開買付けに応募する旨の東京海上日動応募契約を締結したとのことです。

東京海上日動応募契約においては、(i)公開買付け者における表明及び保証(注)の重大な違反の不存在、(ii)公開買付け者における東京海上日動応募契約に定める義務(本公開買付けの開始)の重大な違反の不存在、(iii)ATCH1における東京海上日動優先株式売買契約に定める義務(譲渡代金の支払)の重大な違反の不存在が、本公開買付けへの応募の前提条件とされているとのことです。なお、かかる応募の前提条件が満たされない場合であっても、東京海上日動が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されていないとのことです。また、東京海上日動応募契約においては、(i)RHJI応募契約若しくはRHJI優先株式売買契約が解除された場合には、公開買付け者により東京海上日動応募契約を解除することができる旨、及び(ii)本公開買付けが撤回された場合又は本公開買付けが成立しなかった場合には、東京海上日動応募契約は当然に終了する旨が合意されているとのことです。

(注) 東京海上日動応募契約においては、公開買付け者の表明保証事項として、公開買付け者の設立及

び資格並びに権利能力及び行為能力、東京海上日動応募契約の締結及び履行に必要な手続の履践、東京海上日動応募契約の効性及び執行可能性、東京海上日動応募契約の締結及び履行の内部規則、他の契約、法令等、許認可、判決等との抵触の不存在が規定されているとのことです。

(4) 当社優先株式に係る取得請求権の不行使に関するA T C H 1の同意

当社のA種優先株式及びB種優先株式は取得請求権付株式であり、A T C H 1がかかる取得請求権を行使した場合には、当社からA T C H 1に対して当社普通株式が交付されることとなりますが、A T C H 1は、公開買付者に対し、本公開買付けが終了するまでの間、その所有する当社優先株式に係る取得請求権を行使しないことに同意しております。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

今後の見通しについては、上記「2. (2) ②本公開買付けを含む本取引の目的及び背景」、「2. (2) ③本公開買付けを含む本取引後の経営方針」、「2. (3) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由」、「2. (4) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」をご参照下さい。

9. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針の適合状況

本公開買付けは、R H J Iとの取引、すなわち支配株主との取引等に該当します。また、その後の第二回公開買付け及び本普通株式全部取得手続は、それぞれの時点において支配株主となる予定の公開買付者との取引等に該当します。当社が、平成23年7月5日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、本取引の検討にあたり、上記「2 (5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本取引の公正性を担保するための措置」に記載のとおり、①独立した第三者算定機関からの本算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得し、②利害関係を有しない取締役によって特別委員会を設置して検討にあたり、③独立した法律事務所から助言を受け、④利害関係を有しない取締役によって最終的な当社の意見表明の決定を行っております。従って、同指針よりさらに厳格な体制をもって、本取引における少数株主の保護を図っております。

なお、平成23年7月5日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

「平成 20 年 7 月 15 日の当社第三者割当増資に伴い、その他関係会社でありましたRHJIは、財務諸表等規則に規定する実質支配基準に基づき、当社の親会社に異動しました。RHJIは、当社を含む8社に対する投資を事業とする持株会社であり、当社も同社を中心とする企業グループに属しております。RHJIは当社の親会社であります。当社の経営の重要事項は、当社取締役会において取締役会規定に基づき審議、決議され、当社の負担の下に業務執行を図っておりますので、当社の事業運営上の独立性は確保されていると認識しております。親会社との取引については、M&A案件について助言を受けるケースもありますが、これについては、別途コンサルティング契約を締結の上、実施されており、契約に排他的な条項は含まれず、料金も標準的な額に定められております。」

なお、本公開買付け後においては支配株主がRHJIから公開買付者に変更される見込みですが、当社ではこれに対応した新たな指針を策定する予定です。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「2 (5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本取引の公正性を担保するための措置」をご参照ください。

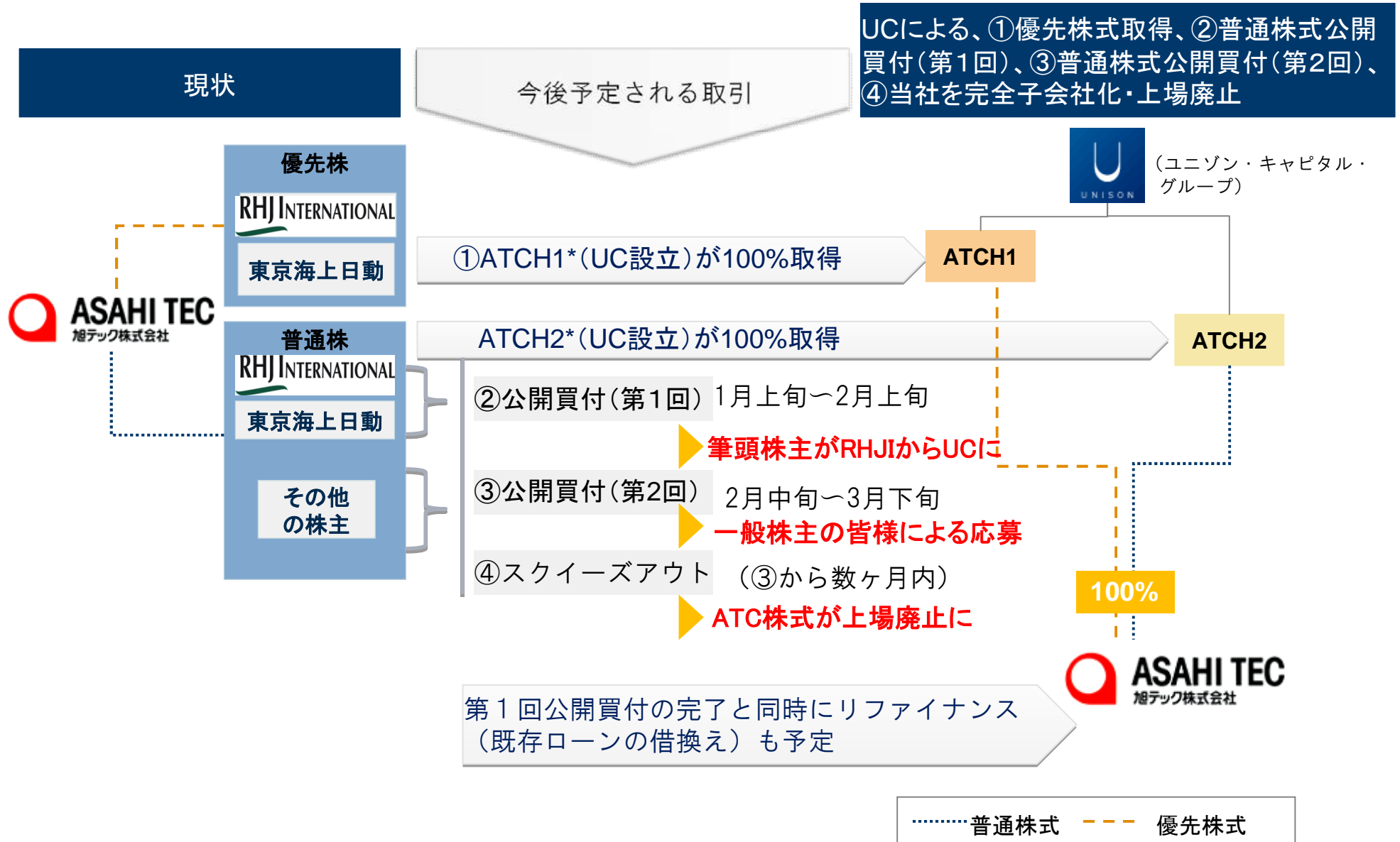
(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「2 (5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本取引の公正性を担保するための措置」「2 (5) ②当社における特別委員会による検討」に記載のとおり、支配株主すなわちRHJI又は本取引及び本優先株式売買と利害関係が無い取締役によって組織された当社の特別委員会は、本優先株式売買並びに本取引を構成する本公開買付け、第二回公開買付け及び第二回公開買付け後に行われる本普通株式全部取得手続という本取引の全体を勘案すれば、本取引は全体として少数株主にとって不利益ではないと認められることを内容とする答申を委員全員の一致で決定し、当社取締役会に答申しております。

以 上

- (参考) 買付け等の概要 (別添1)
- (参考) 公開買付者による公表文 (別添2)

本取引の概要



* UCが設立するATCホールディングス1号株式会社(ATCH1)、ATCホールディングス2号株式会社(ATCH2)。株主は共通。

注: 上記は公開買付者より受領した情報に基づきます。また、上記①～④のうち、④は公開買付者から要請を受けて当社が実施する取引です。

(別添2)

平成23年12月28日

各位

ATCホールディングス1号株式会社

代表取締役 松田 清人

ATCホールディングス2号株式会社

代表取締役 松田 清人

旭テック株式会社優先株式の取得及び 普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

本日、ATCホールディングス1号株式会社（以下「ATCH1」といいます。）は、旭テック株式会社（東証第一部、証券コード5606、以下「対象者」といいます。）が発行するA種優先株式及びB種優先株式（以下、総称して「本優先株式」といいます。）の全てを平成24年1月4日付で取得することを決定し、また、ATCホールディングス2号株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、ATCH1による本優先株式の取得の完了その他の下記に記載する一定の事項が満たされることを前提条件として、対象者の普通株式を公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) ATCH1、公開買付者、本優先株式の取得及び公開買付けの概要

ATCH1及び公開買付者は、本日現在、ユニゾン・キャピタル・グループに属する投資ファンドが出資するユニゾン・キャピタル3号投資事業組合、ユニゾン3号共同投資事業組合、Unison Capital III (F), L.P.、Unison III Co-Investments (F), L.P.、Unison Capital III (A), L.P.、Unison III Co-Investments (A), L.P.、及びUnison Capital III (B), L.P.及びUnison III Co-Investments (B), L.P.（以下、総称して「本ファンド」といいます。）がその発行済株式の全てを保有している株式会社であり、対象者の本優先株式及び発行済普通株式の全てを取得及び保有し、対象者の事業を支配及び管理することを主たる目的として、それぞれ平成23年11月に設立された株式会社です。

ユニゾン・キャピタル・グループは、日本におけるプライベート・エクイティ投資のパイオニアです。平成10年の設立以来、一貫して投資先企業の価値を長期的に高めるための戦略を立案し、その実行を強力にサポートしてきました。これまでに17件の投資実績があります。主な投資先企業として、コバレントマテリアル株式会社（旧東芝セラミックス株式会社）や株式会社キリウ等があります。ユニゾン・キャピタル・グループは、投資先の企業価値の向上を3年から5年程度を目処に実現した上で、海外市場での公開も含めた株式公開や、新たなパートナーとなりうる戦略的投資家への譲渡により、投資先のさらにその次にある成長ステージへの移行を実現することを企図しております。

今般、公開買付者は、対象者の発行済普通株式の全てを取得することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者の筆頭株主であるRHJ International, S.A.（本日現在において所有する

対象者普通株式数 432,553,078 株、対象者の第 105 期第 2 四半期報告書(平成 23 年 11 月 11 日提出)に記載された平成 23 年 11 月 11 日現在の対象者の発行済普通株式総数 691,272,907 株に対する割合(以下「株式所有割合」といいます。)62.57%(小数点以下第三位を四捨五入。以下株式所有割合について同じ。)以下「RHJI」といいます。)及び東京海上日動火災保険株式会社(本日現在において所有する対象者普通株式数 7,602,055 株、株式所有割合 1.10%。以下「東京海上日動」といいます。)が所有している対象者普通株式(合計 440,155,133 株、株式所有割合 63.67%)を取得するための公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施いたします(注 1、2)。なお、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を RHJI が所有している対象者普通株式の合計数と同数の 432,553,078 株と設定しております。応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

本公開買付けに際し、公開買付者は、RHJI との間で、RHJI が所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約(以下「RHJI 応募契約」といいます。)、及び、東京海上日動との間で、東京海上日動が所有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約(以下「東京海上日動応募契約」といいます。)を締結しております(RHJI 応募契約及び東京海上日動応募契約の詳細については、下記「(4) 公開買付者等と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。)

(注 1) 公開買付者は、RHJI との間で、公開買付者による本公開買付けの開始は、①RHJI 応募契約上の RHJI の表明保証の重大な違反の不存在、②RHJI 応募契約、RHJI 優先株式売買契約(下記「(4) 公開買付者等と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」の「① 本優先株式の取得」にて定義します。以下同じとします。)及び守秘義務契約上の RHJI の義務の重大な点における遵守、③RHJI が所有する対象者普通株式の質権解除に係る担保権者の合意、④対象者取締役会による本公開買付けへの賛同意見表明の決議、⑤当該決議時点の事実及び状況に基づく、対象者取締役会による第二回公開買付け(以下に定義します。)及び本普通株式全部取得手続(以下に定義します。第二回公開買付けの買付け等の価格(以下「第二回公開買付け価格」といいます。)を含みます。)への賛同意向の決議、⑥対象者が設置した特別委員会による本公開買付けへの賛同並びに当該決議時点の事実及び状況に基づく第二回公開買付け及び本普通株式全部取得手続(第二回公開買付け価格を含みます。)への賛同の答申、⑦RHJI が保有する本優先株式の譲渡、⑧本公開買付けの決済資金の融資に係る融資証明書の受領、⑨本取引を妨げる判決、決定、命令、処分、判断等が出でおらず、かつ本取引の開始又は完了が法令等に抵触しないこと、⑩本取引について金融庁、関東財務局及び株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)が異議を唱えていないこと、⑪対象者に貸付を行っている金融機関からの本取引のために必要な承諾の取得、及び⑫対象者及びその子会社の事業等に重要な悪影響を及ぼす可能性のある事由の不存在を条件とする旨を合意しております。

(注 2) 公開買付者は、東京海上日動との間で、公開買付者による本公開買付けの開始は、①東京海上日動応募契約上の東京海上日動の表明保証の重大な違反の不存在、②東京海上日動応募契約及び東京海上

日動優先株式売買契約（下記「（４）公開買付者等と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」の「① 本優先株式の取得」にて定義します。以下同じとします。）上の東京海上日動の義務の重大な違反の不存在、③RHJIが所有する対象者普通株式の質権解除に係る担保権者の合意、④対象者取締役会による本公開買付けへの賛同意見表明の決議、⑤対象者取締役会による第二回公開買付けへの賛同（買付価格の妥当性を含みます。）及び応募推奨並びに本普通株式全部取得手続への賛同意向の決議、⑥対象者が設置した特別委員会による本取引への賛同の答申、⑦RHJIが保有する本優先株式の全ての譲渡、⑧東京海上日動が保有する本優先株式の全ての譲渡、⑨RHJI応募契約の締結及び存続、並びに、本公開買付者の義務の前提条件の充足又は放棄が確実であること、⑩本公開買付けの決済資金の融資に係る融資証明書の受領、⑪本取引を妨げる判決、決定、命令、処分、判断等が出でならず、かつ本取引の開始又は完了が法令等に抵触しないこと（金融庁、関東財務局及び東京証券取引所が異議を唱えていないことを含みます。）、及び⑬対象者及びその子会社の事業等に重要な悪影響を及ぼす可能性のある事由の不存在を条件とする旨を合意しております。

ATCH1は、同じく本取引の一環として、本公開買付けに先立ち、RHJIからその所有する対象者のA種優先株式（7,429,000株）及びB種優先株式（10,526,316株）の全てを、また、東京海上日動からその所有する対象者のA種優先株式（3,712,000株）の全てを、それぞれ平成24年1月4日付で取得することを決定いたしました。かかる取引の結果、ATCH1は、本公開買付けにかかる公開買付開始公告時点（平成24年1月6日）では、その結果として対象者の発行済の本優先株式の全てを所有する予定です（注3、4）。

（注3）ATCH1は、RHJI優先株式売買契約において、ATCH1によるRHJIからの本優先株式の取得は、①RHJI優先株式売買契約上のRHJIの表明保証の重大な違反の不存在、②RHJI応募契約、RHJI優先株式売買契約及び守秘義務契約上のRHJIの義務の重大な点における遵守、③RHJIが所有する対象者普通株式の質権解除に係る担保権者の合意、④対象者取締役会による本公開買付けへの賛同意見表明の決議、⑤当該決議時点の事実及び状況に基づく、対象者取締役会による第二回公開買付け及び本普通株式全部取得手続（第二回公開買付価格を含みます。）への賛同意向決議、⑥対象者が設置した特別委員会による本公開買付けへの賛同並びに当該決議時点の事実及び状況に基づく第二回公開買付け及び本普通株式全部取得手続（第二回公開買付価格を含みます。）への賛同の答申、⑦RHJI応募契約の締結、⑧本公開買付けの決済資金の融資に係る融資証明書の受領、⑨本取引を妨げる判決、決定、命令、処分、判断等が出でならず、かつ本取引の開始又は完了が法令等に抵触しないこと、⑩本取引について金融庁、関東財務局及び東京証券取引所が異議を唱えていないこと、⑪対象者に貸付を行っている金融機関からの本取引のために必要な承諾の取得、⑫対象者及びその子会社の事業等に重要な悪影響を及ぼす可能性のある事由の不存在を条件とする旨を合意しております。更に、ATCH1は、RHJIとの間で、RHJIによる本優先株式の譲渡は、①RHJI優先株式売買契約上のATCH1の表明保証の重大な違反の不存在、②本公開買付けの決済資金の融資に係る融資証明書の受領、③RHJI優先株式売買契約及び守秘義務契約上のATCH1の義務の重大な点における遵守、④RHJIが所有する対象者普通株式の質権解除に係る担保権者の合意、

⑤本取引を妨げる判決、決定、命令、処分、判断等が出ておらず、かつ本取引の開始又は完了が法令等に抵触しないこと、⑥対象者に貸付を行っている金融機関からの本取引のために必要な承諾の取得を条件とする旨を合意しております。

(注4) ATCH1は、東京海上日動優先株式売買契約において、ATCH1による東京海上日動からの本優先株式の取得は、①東京海上日動優先株式売買契約上の東京海上日動の表明保証の重大な違反の不存在、②東京海上日動応募契約及び東京海上日動優先株式売買契約上の東京海上日動の義務の重大な違反の不存在、③RHJIが所有する対象者普通株式の質権解除に係る担保権者の合意、④対象者取締役会による本公開買付けへの賛同意見表明の決議、⑤対象者取締役会による第二回公開買付けへの賛同(買付価格の妥当性を含みます。)及び応募推奨並びに本普通株式全部取得手続への賛同意向の決議、⑥対象者が設置した特別委員会による本取引への賛同の答申、⑦東京海上日動応募契約の締結及び存続、⑧RHJI優先株式売買契約の締結及び存続、並びに、ATCH1の義務の前提条件の充足又は放棄が確実であること、⑨RHJI応募契約の締結及び存続、⑩本公開買付けの決済資金の融資に係る融資証明書の受領、⑪本取引を妨げる判決、決定、命令、処分、判断等が出ておらず、かつ本取引の開始又は完了が法令等に抵触しないこと(本取引について金融庁、関東財務局及び東京証券取引所が異議を唱えていないことを含みます。)⑫対象者及びその子会社の事業等に重要な悪影響を及ぼす可能性のある事由の不存在を条件とする旨を合意しております。更に、ATCH1は、東京海上日動優先株式売買契約において、東京海上日動による本優先株式の譲渡は、①東京海上日動優先株式売買契約上のATCH1の表明保証の重大な違反の不存在、②東京海上日動優先株式売買契約上のATCH1の義務の重大な違反の不存在、③東京海上日動応募契約上の公開買付け者の義務の重大な違反の不存在、④東京海上日動応募契約の締結及び存続を条件する旨を合意しております。

なお、本優先株式はいずれも取得請求権付株式であり、ATCH1がかかる取得請求権を行使した場合には、対象者からATCH1に対して対象者普通株式が交付されることとなりますが、ATCH1は、本優先株式を取得した場合、公開買付者に対し、本公開買付けが終了するまでの間、その所有する本優先株式に係る取得請求権を行使しないことに同意する予定です(かかる各優先株式の取得及び取得請求権の不行使に関する同意の詳細については、下記「(4) 公開買付者等と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください)。

また、公開買付者は、同じく本取引の一環として、本公開買付けが成立した場合には、その決済後速やかに、公開買付者以外の者が所有する対象者の発行済普通株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを目的として、再度、本公開買付けの買付け等の価格(27円。以下「本公開買付け価格」といいます。)よりも高い価格である33円を買付価格とする公開買付け(以下「第二回公開買付け」といいます。)を実施することを予定しております(公開買付けを2回実施する理由及びその買付け等の価格が異なる理由を含め、第二回公開買付けの詳細については、下記「(5) 第二回公開買付けに関する事項」をご参照ください)。

本優先株式の取得、本公開買付け及び第二回公開買付けによって、対象者の発行済株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、「(7) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項について)」に記載のとおり、第二回公開買付け終了後に、公

開買付者が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための手続（以下「本普通株式全部取得手続」といいます。）を行い、対象者をユニゾン・キャピタル・グループの100%傘下とする予定です。

なお、対象者が平成23年12月28日に公表した「ATCホールディングス2号株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者取締役会は、公開買付者による提案は対象者の企業価値向上に資するものであること、第二回公開買付価格は直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付与した価格であること、及びその他の諸条件を総合的に勘案した結果、平成23年12月28日、決議に参加した取締役の全員一致により、対象者として本取引の一環として行なわれる本公開買付けに賛同するのが妥当であると判断したとのことです。但し、本公開買付価格については、本公開買付けが成立した場合にはその決済後速やかに本公開買付価格よりも高い価格である33円を買付価格とする第二回公開買付けを実施する予定であるとの説明を公開買付者から受けていることから、本公開買付価格の妥当性については判断を留保し、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断に委ねるのが望ましいと判断したとのことです。また、第二回公開買付けについては、それが行われた場合、対象者として現時点においては、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者普通株主に対して第二回公開買付けに応募することを推奨するべき旨、及び、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当である旨の意見を表明するべきと考えているとのことです（対象者における決議方法の詳細は、下記「(6)④ 利害関係を有しない対象者の取締役の承認」をご参照ください。）。

上記のように対象者が判断した根拠は、以下のとおりとのことです。

対象者によれば、下記「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」に記載のとおり、これまで対象者は、自社での成長及び買収により業容を拡大させてきましたが、平成19年のリーマンショックやそれに続く世界的な自動車産業の不況を受け、Metaldyne Corporationが経営破綻するなど、厳しい経営環境にさらされてきたとのことです。さらに、本年3月に発生した東日本大震災、また本年7月に始まり数ヶ月間続いたタイの大洪水による影響など、厳しい試練を乗り越えてきたとのことです。この数年は、そういった危機に対して身を削るようなコストダウンなどの体質改善をおこない、「生き残り」をかけて経営の舵をとってきたと言えるとのことです。しかし、対象者が公表した平成23年12月19日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」で業績予想を上方修正したことに端的に表れているように、現在、対象者はこれら数々の危機からようやく脱したのと考えているとのことです。ギリシャの債務危機に端を発した欧州の金融不安や中国やインドなどの新興国の成長の減速など、まだまだ不透明な状況は続くと思われ、対象者の今後の経営は今までの「生き残り」から「成長」戦略に焦点をあてた積極的な事業計画を推進していきたいと考えているとのことです。

対象者によれば、今後も自動車業界は世界規模での生き残りをかけた競争による需給構造の大きな変化が予想されますが、これらの変化に対応するには、柔軟な経営戦略と迅速な意思決定がさらに必要になってくるとのことです。また、対象者によれば、上場廃止については、対象者の成長ポテンシャルに対する投資であると理解しており、経営の舵取りが今まで以上に自由にできること、短期的に予想されるリスクにとらわれず、株主の支援に基づき中長期的な事業の成長を追求できること、などからも今後の対象者の経営にメリットがあると考えているとのことです。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針

対象者によれば、対象者は、昭和13年に旭鋳物工場を改組し旭可鍛鉄株式会社として設立以降、昭和36年2月に証券会員法人名古屋証券取引所（現・株式会社名古屋証券取引所）市場第二部、昭和55年12月に証券会員法人東京証券取引所（現・東京証券取引所）市場第二部へ株式を上場し、平成元年11月に社名を現在の旭テック株式会社に変更後は、翌平成2年11月に各市場で第一部上場を果たすなど、知名度の向上及び信用力の強化とともにその業容を拡大させてきたとのことです。平成15年5月には新規投資の実行及び経営資源の強化による収益率の向上、財務体質の強化を図るため米国投資会社リップルウッド・ホールディングス L.L.C. の資本参加を受け入れる一方で事業の選択と集中を進め、平成18年2月にはテクノメタル株式会社、翌平成19年1月にはMetaldyne Corporationをそれぞれ子会社化し（但し、Metaldyne Corporation及び同社子会社30社は、平成21年5月に米国破産法第11章を申請したことにより、対象者の連結対象から除外されております。）、平成22年11月には子会社であった旭テック環境ソリューション株式会社の株式の売却により、環境装置事業を売却したとのことです。また、この間には、タイ及び中国といった海外への生産拠点の移転も進めてきたとのことです。

対象者によれば、この間、100年に一度とも言われるリーマンショックによる影響、平成19年初頭に買収した米国Metaldyne Corporationが平成21年に経営破綻したこと、本年3月に発生した東日本大震災、また本年7月に始まり数ヶ月間続いたタイの大洪水による影響など、厳しい試練を乗り越えてきたとのことです。この数年は、そういった危機に対して身を削るようなコストダウンなどの体質改善をおこない、「生き残り」をかけて経営の舵をとってきたと言えるとのことです。しかし、対象者が公表した平成23年12月19日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」で業績予想を上方修正したことに端的に表れているように、現在、対象者はこれら数々の危機からようやく脱したものと考えているとのことです。ギリシャの債務危機に端を発した欧州の金融不安や中国やインドなどの新興国の成長の減速など、まだまだ不透明な状況は続くと思われ、対象者の今後の経営は今までの「生き残り」から「成長」戦略に焦点をあてた積極的な事業計画を推進していきたいと考えているとのことです。

対象者によれば、今後も自動車業界は世界規模での生き残りをかけた競争による需給構造の大きな変化が予想されますが、これらの変化に対応するには、柔軟な経営戦略と迅速な意思決定がさらに必要になってくるとのことです。また、対象者によれば、上場廃止については、対象者の成長ポテンシャルに対する投資であると理解しており、経営の舵取りが今まで以上に自由にできること、短期的に予想されるリスクにとらわれず、株主の支援に基づき中長期的な事業の成長を追求できること、などからも今後の対象者の経営にメリットがあると考えているとのことです。

対象者によれば、新たな株主には、対象者の考える成長戦略をベースに、必要な資金調達と同社の持つ人的ネットワークを通じたサポート等に期待し、これまで以上の経営資源の強化及び効率化を進め、さらなる成長を目指していきたいと考えているとのことです。

また、そのような観点から、対象会社においては、会社分割の手法を利用した持株会社化についても検討を行っているとのことです。

かかる折、ユニゾン・キャピタル・グループは、平成23年6月頃に対象者経営陣と、対象者の将来について協議する機会を得、以降、対象者を今後も中長期的に成長させていくという観点から、対象者の事業戦略や資本政

策についての協議・検討を行ってまいりました。かかる協議・検討の結果を踏まえ、ユニゾン・キャピタル・グループは、対象者が有する各事業において蓄積された技術力、実績に裏付けられた既存顧客との強固な関係、競争力のある高い製品品質等を有効に活用することにより、対象者経営陣が現在推進している事業計画に則した事業成長の支援を行い、対象者の企業価値を向上させることが可能であるとの認識を持つに至りました。ユニゾン・キャピタル・グループは、これまでの投資先の企業価値向上に向けた取組みを支援する中で蓄積されたノウハウの提供や、広範なネットワークを活用した人材面でのサポート等を行うことにより、対象者の財務体質の更なる強化や経営資源の効率的な配分を実現することで、鉄鑄造鍛造事業の継続的な安定成長を維持しつつ、軽合金事業の更なる成長を推し進めることが可能であると考えております。また、将来的には、独立採算での自立的経営が可能となる規模まで各事業を成長させるとともに、当該事業に関わる経営資源の価値を実現する方策、経営資源等の選択と集中の可能性等（対象者の持株会社化その他の組織再編や事業の一部の売却等を含みます。）も検討していく予定です。

しかしながら、激変する事業環境においては、上記のような諸施策の実施は、少なからず不確実性を伴うものであり、必ずしも当初の予定通りに収益に寄与するとは限らないこと、また、対象者が長期的な競争力を強化し持続的な成長を達成するための経営体制構築と諸施策の実施には相応の時間とコストが必要であるとともに様々なリスクを伴うものであるため、短期的な収益の変動性が高まり業績に悪影響を与える懸念があることから、個々の施策の成否を踏まえてより機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制の構築が必要となります。

以上の事情を踏まえ、ユニゾン・キャピタル・グループは、対象者が長期的に付加価値を生み続ける会社への変革を成し遂げるためには、短期的な業績の変化に左右されることなく、対象者が直面する経営課題を適切に把握した上で、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築することが必要であるとの認識をもつに至りました。しかしながら、それらを実現するための施策を実施することは対象者の一般株主の皆様にとってリスクを伴うものでもあることから、このような影響が一般株主に及ぶことを回避し、公開買付者及びATCH1において当該リスクを引き受けるべく、最終的に公開買付者が対象者の発行済株式の全て（但し、ATCH1が保有する本優先株式並びに対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、本公開買付けを含む本取引を実施することが最良と判断し、平成23年6月頃、ユニゾン・キャピタル・グループは、対象者の筆頭株主であるRHJIに対して本取引を提案しました。その後、ユニゾン・キャピタル・グループはRHJIとの間で本取引の条件等について協議を重ね、平成23年12月頃、本取引を実施する方向性について基本的な了解を得るに至りました。

また、ユニゾン・キャピタル・グループは、平成23年12月中旬頃より、東京海上日動との間でも本取引についての協議を開始し、平成23年12月下旬頃、本取引を実施する方向性についての基本的な了解を得るに至りました。

その一方、ユニゾン・キャピタル・グループは、平成23年11月29日、対象者取締役会に対して本取引についての提案を行い、対象者が本取引の検討に際して取引条件の公正性、少数株主の利益の確保のために設置した特別委員会及び対象者が起用したファイナンシャル・アドバイザーであるパークレイズ・キャピタル証券株式会社（以下「パークレイズ・キャピタル証券」といいます。）との間で、本取引の実施の是非及び条件等（第二回公開買付価格を含みます。）について協議・交渉を行いました（詳細は、下記「(6) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における特別委員会による検討」及び「④ 利害関係を有しない対象者の取締役の承認」をご参照ください。）。このよ

うな協議の結果を踏まえ、公開買付者は、平成 23 年 12 月 28 日、本公開買付けを含む本取引を実施することを決定いたしました。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者が指定する者が対象者の取締役の過半数を占めることとなるよう、対象者に対し、本公開買付けの決済完了後最初に開催される株主総会において、かかる目的に沿う取締役選任議案を上程すること等を要請する予定です。また、下記「(4) ② 本公開買付けへの応募に係る公開買付者と R H J I との合意」に記載のとおり、公開買付者と R H J I は、本公開買付けが成立した場合には、R H J I は、本公開買付けの決済の開始日をもって R H J I から派遣されている対象者の取締役を辞任させることに合意しております。一方、執行については原則として現執行体制を執行役員制度に移行した体制が担うことを想定しております。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、対象者グループが平成 23 年 2 月 22 日付で締結したシンジケート・ローン契約（金銭消費貸借契約書及び劣後金銭消費貸借契約書）（以下「本シンジケート・ローン契約」といいます。）に基づく借入全額のリファイナンスを行うとともに、かかるリファイナンスのための公開買付者から対象者に対する貸付債権についての対象者資産への担保設定を行う予定です。

(3) 本公開買付けにおける買付け等の価格の決定

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、本公開買付けの開始を公表した平成 23 年 12 月 28 日の前取引日である平成 23 年 12 月 27 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の過去 1 ヶ月、過去 3 ヶ月、過去 6 ヶ月（いずれも終値の単純平均値で 25 円、23 円及び 24 円。小数点以下を四捨五入。以下単純平均値の計算において同じ。）及び直近の市場株価（本公開買付けの開始を公表した平成 23 年 12 月 28 日の前取引日である平成 23 年 12 月 27 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値 27 円）の推移、対象者が公表している財務情報、公開買付者において算出した対象者の将来のキャッシュ・フローの見込み並びに公開買付者において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果を基礎とし、R H J I 及び東京海上日動との交渉の結果、本公開買付価格を 1 株当たり 27 円とすることを決定しました。なお、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。

本公開買付価格は、本公開買付けの開始を公表した平成 23 年 12 月 28 日の前取引日である平成 23 年 12 月 27 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値 27 円と同額、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 25 円に対して 8.00%（小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアムの計算において同じ。）、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 23 円に対して 17.39%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 24 円に対して 12.50%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

(4) 公開買付者等と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項

① 本優先株式の取得

対象者は、本日現在、A 種優先株式 11,141,000 株及び B 種優先株式 10,526,316 株を発行していますが、A T C H 1 は、R H J I との間で、平成 23 年 12 月 28 日付で、R H J I が所有する A 種優先株式（7,429,000 株）及び B 種優先株式（10,526,316 株）の全てを A T C H 1 が譲り受ける旨の契約を締結しており（以下「R H J I 優先株式売買契約」といいます。）、平成 24 年 1 月 4 日付で当該優先株式を取得する予定です。また、A T C H 1 は、東京海上日動との間でも、平成 23 年 12 月 28 日付で、東京海上日動が所有する A 種優先株式（3,712,000 株）の

全てをATC H 1が譲り受ける旨の契約を締結しており（以下「東京海上日動優先株式売買契約」といいます。）、平成24年1月4日付で当該A種優先株式を取得することを決定いたしました（注1、2）。

これにより、ATC H 1は、対象者が本日現在発行する全ての本優先株式を平成24年1月4日付で取得し、本公開買付けにかかる公開買付開始公告時点（平成24年1月6日）では、対象者の発行済の本優先株式の全てを所有する予定です。

（注1）ATC H 1は、RH J I優先株式売買契約において、RH J Iからの本優先株式の取得は、①RH J I優先株式売買契約上のRH J Iの表明保証の重大な違反の不存在、②RH J I応募契約、RH J I優先株式売買契約及び守秘義務契約上のRH J Iの義務の重大な点における遵守、③RH J Iが所有する対象者普通株式の質権解除に係る担保権者の合意、④対象者取締役会による本公開買付けへの賛同意見表明の決議、⑤当該決議時点の事実及び状況に基づく、対象者取締役会による第二回公開買付け及び本普通株式全部取得手続（第二回公開買付価格を含みます。）への賛同意向決議、⑥対象者が設置した特別委員会による本公開買付けへの賛同並びに当該決議時点の事実及び状況に基づく第二回公開買付け及び本普通株式全部取得手続（第二回公開買付価格を含みます。）への賛同の答申、⑦RH J I応募契約の締結、⑧本公開買付けの決済資金の融資に係る融資証明書の受領、⑨本取引を妨げる判決、決定、命令、処分、判断等が出ておらず、かつ本取引の開始又は完了が法令等に抵触しないこと、⑩本取引について金融庁、関東財務局及び東京証券取引所が異議を唱えていないこと、⑪対象者に貸付を行っている金融機関からの本取引のために必要な承諾の取得、⑫対象者及びその子会社の事業等に重要な悪影響を及ぼす可能性のある事由の不存在を条件とする旨を合意しております。更に、ATC H 1は、RH J Iとの間で、RH J Iによる本優先株式の譲渡は、①RH J I優先株式売買契約上のATC H 1の表明保証の重大な違反の不存在、②本公開買付けの決済資金の融資に係る融資証明書の受領、③RH J I優先株式売買契約及び守秘義務契約上のATC H 1の義務の重大な点における遵守、④RH J Iが所有する対象者普通株式の質権解除に係る担保権者の合意、⑤本取引を妨げる判決、決定、命令、処分、判断等が出ておらず、かつ本取引の開始又は完了が法令等に抵触しないこと、⑥対象者に貸付を行っている金融機関からの本取引のために必要な承諾の取得を条件とする旨を合意しております。

（注2）ATC H 1は、東京海上日動優先株式売買契約において、東京海上日動からの本優先株式の取得は、①東京海上日動優先株式売買契約上の東京海上日動の表明保証の重大な違反の不存在、②東京海上日動応募契約及び東京海上日動優先株式売買契約上の東京海上日動の義務の重大な違反の不存在、③RH J Iが所有する対象者普通株式の質権解除に係る担保権者の合意、④対象者取締役会による本公開買付けへの賛同意見表明の決議、⑤対象者取締役会による第二回公開買付けへの賛同（買付価格の妥当性を含みます。）及び応募推奨並びに本普通株式全部取得手続への賛同意向の決議、⑥対象者が設置した特別委員会による本取引への賛同の答申、⑦東京海上日動応募契約の締結及び存続、⑧RH J I優先株式売買契約の締結及び存続、並びに、ATC H 1の義務の前提条件の充足又は放棄が確実であること、⑨RH J I応募契約の締結及び存続、⑩本公開買付けの決済資金の融資に係る融資証明書の受領、⑪本取引を妨げる判決、決定、命令、処分、判断等が出ておらず、かつ本取引の開始又は完

了が法令等に抵触しないこと（本取引について金融庁、関東財務局及び東京証券取引所が異議を唱えていないことを含みます。）⑫対象者及びその子会社の事業等に重要な悪影響を及ぼす可能性のある事由の不存在を条件とする旨を合意しております。更に、ATC H 1は、東京海上日動優先株式売買契約において、東京海上日動による本優先株式の譲渡は、①東京海上日動優先株式売買契約上のATC H 1の表明保証の重大な違反の不存在、②東京海上日動優先株式売買契約上のATC H 1の義務の重大な違反の不存在、③東京海上日動応募契約上の公開買付者の義務の重大な違反の不存在、④東京海上日動応募契約の締結及び存続を条件する旨を合意しております。

ATC H 1がRH J Iから取得する予定のA種優先株式（7,429,000株）の譲渡価格については、総額1,976,114,000円となっております。これは、ATC H 1及びRH J Iの間の交渉の結果決定された価格であり、これを平成23年12月27日時点でRH J Iが所有するA種優先株式に係る取得請求権を行使した場合にA種優先株式を対象者が取得するのと引換えに交付されることとなる対象者普通株式数（以下「A種転換後普通株式数」といいます。）（104,006,000株）で除すと19.0円（小数点以下第二位を四捨五入。）となります。また、ATC H 1がRH J Iから取得する予定のB種優先株式の譲渡価格については、同じくATC H 1及びRH J Iの間の交渉の結果、総額592,762,737円となっており、かかる金額から、ATC H 1がRH J IからB種優先株式を取得するまでのB種優先株式に係る累積未払優先配当金（1株につき1年当たり7.12円、総額431,664,086円、総額は円未満切り捨て。）を控除し、平成23年12月27日時点でRH J Iが所有するB種優先株式に係る取得請求権を行使した場合にB種優先株式を対象者が取得するのと引換えに交付されることとなる対象者普通株式数（15,306,122株）（以下「B種転換後普通株式数」といい、A種転換後普通株式数と併せて「優先株式転換後普通株式数」と総称します。）で除すと10.5円（小数点以下第二位を四捨五入。）となります。

なお、ATC H 1は、RH J Iとの間で、対象者が平成22年11月28日付「米国PBGCから当社に対する訴訟提起について」と題するプレスリリースにおいて公表した米国Pension Benefit Guaranty Corporationとの間の訴訟（注）に起因して対象者が将来において負担する損害、損失及び費用等の額（以下「PBGC訴訟費用」といいます。）が一定の金額（以下「想定訴訟費用基準額」といいます。）を超えなかった場合には、かかる訴訟の解決後20営業日以内に、ATC H 1が、RH J Iに対し、想定訴訟費用基準額とPBGC訴訟費用との差額に0.5を乗じた額（但し、10億円を上限とします。）を、本優先株式の譲渡価格の総額（2,568,876,737円）に対する各種優先株式の譲渡価格の割合に応じて、それぞれの本優先株式の対価として追加的に支払うことを合意しております。その結果、(i) A種優先株式の譲渡価格は最大で2,745,366,168円となり、これをA種転換後普通株式数で除した数は、最大で26.4円（小数点以下第二位を四捨五入。）、(ii) B種優先株式の譲渡価格は最大で823,510,569円となり、これからB種優先株式にかかる累積未払優先配当金を控除した金額をB種転換後普通株式数で除した数は、最大で25.6円（小数点以下第二位を四捨五入。）となります。このように、RH J Iから取得する予定の本優先株式の譲渡価格は、いかなる場合であっても、平成23年12月27日時点での優先株式転換後普通株式数を基に普通株式1株当たりに換算した場合、本公開買付価格（27円）よりも低い価格となります。

一方、ATC H 1は、RH J Iとの間で、PBGC訴訟費用が想定訴訟費用基準額を超えた場合には、RH J Iが対象者により支払われたPBGC訴訟費用を合理的に証する資料を受領した後20営業日以内に、RH J Iが、ATC H 1に対し、PBGC訴訟費用と想定訴訟費用基準額との差額に一定割合を乗じた額を、所定の金額を上限として補償することを合意しております。

また、東京海上日動から取得する予定のA種優先株式(3,712,000株)の譲渡価格については、総額1,165,568,000円となっております。これは、ATCH1及び東京海上日動の間の交渉の結果決定された価格であり、これを平成23年12月27日時点での東京海上日動が所有するA種優先株式に係るA種転換後普通株式数(51,968,000株)で除すと、22.4円(小数点以下第二位を四捨五入。)となります。このように、東京海上日動から取得する予定のA種優先株式の譲渡価格も、平成23年12月27日時点でのA種転換後普通株式数を基に普通株式に換算した場合、本公開買付価格(27円)よりも低い価格となります。

なお、ATCH1は、RHJIとの間で、(i)公開買付者のRHJI応募契約上の義務の違反に起因するもの以外の理由によって本公開買付けの決済が行われない場合にはATCH1により、(ii)RHJIのRHJI応募契約上の義務の違反に起因するもの以外の理由によって、RHJIがその保有する普通株式全ての本公開買付けへの応募に対し、当該応募に係る公開買付価格の全額の支払を受けられなかった場合にはRHJIにより、(iii)RHJI応募契約が解除された場合にはいずれの当事者からも、上記RHJIからの本優先株式の取得に係る契約を解除することができる旨を合意しております。

また、ATCH1は、東京海上日動との間で、(i)(a)本公開買付けが開始されたにもかかわらず、本公開買付けの決済が行われない場合(公開買付者による東京海上日動応募契約上の義務の違反が存する場合を除きます。)、(b)東京海上日動応募契約が解除された場合又は(c)RHJI優先株式売買契約若しくはRHJI応募契約が解除された場合には、公開買付者より、(ii)(a)本公開買付けが開始されたにもかかわらず、本公開買付けの決済が行われない場合(但し、東京海上日動による東京海上日動応募契約上の義務の違反が存する場合を除きます。)又は(b)東京海上日動応募契約が解除された場合には、東京海上日動より、東京海上日動優先株式売買契約を解除することができる旨を合意しています。

(注) 対象者が平成22年11月22日付で公表した「米国PBGCから当社に対する訴訟提起について」と題するプレスリリースによれば、対象者は、米国 Pension Benefit Guaranty Corporation から、対象者の米国子会社であったメタルダイン・コーポレーションの退職年金制度に未積立金等が存在しており、メタルダイン・コーポレーションの倒産に伴う退職年金制度の解約により、米国従業員退職所得保証法に基づき、メタルダイン・コーポレーションの「支配グループ」であった対象者が、メタルダイン・コーポレーションの退職年金制度(支払保証制度)の管理者たるPBGCに対して当該未積立金等につき支払義務を負担するとして、退職年金制度解約に伴う未積立金支払債務等の支払を請求する訴訟を米国連邦裁判所において提起されているとのこと。

② 本公開買付けへの応募に係る公開買付者とRHJIとの合意

公開買付者は、平成23年12月28日付で、RHJIとの間で、その所有する対象者普通株式(432,553,078株、株式所有割合62.57%)の全てを本公開買付けに応募する旨のRHJI応募契約を締結しております。RHJI応募契約において、公開買付者及びRHJIは、(i)RHJI応募契約に基づき、RHJIは、その所有する対象者普通株式全てを本公開買付けに応募すること(但し、当該応募義務は、(a)本公開買付けが開始されること、(b)担保権者がRHJIが所有する対象者普通株式に設定された担保権を解除することに合意していること、(c)公開買付者における表明及び保証(注1)の重要な点における違反の不存在、(d)公開買付者におけるRHJI応募契約、RHJI優先株式売買契約若しくは守秘義務契約上の義務(秘密保持義務及び契約上の地位の譲渡禁止)の

重大な点における遵守、(d) 本公開買付けを制限又は禁止する裁判所又は行政機関その他の権限ある機関によるいかなる命令、決定、処分等が出ておらず、かつ本公開買付けの開始若しくは完了が抵触する法令等が存在等しないこと、(e) 本公開買付けに関し、関連当事者により対象者の既存貸付債権者の同意、承認が取得できていることを条件としております。なお、かかる応募の条件が満たされない場合であっても、RHJIが自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。)、(ii)RHJIにおいて、本公開買付けの決済日をもって、RHJIから派遣されている取締役をして対象者の取締役を辞任させること、(iii)本公開買付けの決済日以降に開催される対象者の株主総会において、当該株主総会における基準日が公開買付者が本公開買付けにより対象者の株主となる前に設定された場合には、RHJIは、公開買付者に対し、当該株主総会において、公開買付者がRHJIが保有する普通株式に係る議決権を行使することができる代理権を与えること、(iv)本公開買付けの決済日までの間、RHJIが、原則として、RHJIから派遣されている取締役を通じて、対象会社が通常の業務遂行の過程に従い運営されるよう確保するよう最大限努力をすること、(v)本公開買付けの決済日までの間、RHJIが、自ら又は関連者をして、対抗提案等を勧誘等をしたり、対抗提案に関する協議・交渉・情報開示をすること等が原則として禁止されること、(vi)解除事由(注2)、(vii)本公開買付けの決済日後、公開買付者等による対象者の所定の取締役に対する免責等を合意しております。

なお、RHJIによれば、RHJIが所有する対象者普通株式には、既存貸付債権者が、本シンジケート・ローン契約に基づき対象者に対して有している貸付債権を被担保債権とする質権を設定しておりますが、RHJI、対象者及び既存貸付債権者間で当該質権解除に基づく協議が行われ、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の末日をもって質権解除することについての合意がなされたと聞いております。

(注1) RHJI応募契約においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者及びATCH1の設立及び存続、本取引に係る契約の締結及び履行に必要な権限及び権能、RHJI応募契約の有効性、法的拘束力及び強制執行可能性、RHJI応募契約及びRHJI優先株式売買契約等の締結及び履行の内部規則・他の契約等・法令等との抵触の不存在、公開買付者における本公開買付けの決済と関連費用の支払に必要な資金の調達に関する事項が規定されております。

(注2) RHJI応募契約においては、(i)本公開買付けの撤回事由が発生した場合等には公開買付者により、(ii)公開買付者のRHJI応募契約上の重大な義務若しくは表明保証違反、ATCH1によるRHJI優先株式売買契約の重大な義務若しくは表明保証違反が存し、かかる違反が一定期間内に治癒されない場合等にはRHJIにより、RHJI応募契約を解除することができる旨が合意されております。

③ 本公開買付への応募に係る公開買付者と東京海上日動との合意

公開買付者は、平成23年12月28日付で、東京海上日動との間で、その所有する対象者普通株式(7,602,055株、株式所有割合1.10%)の全てを本公開買付けに応募する旨の東京海上日動契約を締結しております。

東京海上日動応募契約においては、(i)公開買付者における表明及び保証(注)の重大な違反の不存在、(ii)公開買付者における東京海上日動応募契約に定める義務(本公開買付けの開始)の重大な違反の不存在、(iii)ATCH1における東京海上日動優先株式売買契約に定める義務(譲渡代金の支払)の重大な違反の不存在が、本公開買付けへの応募の前提条件とされております。なお、かかる応募の前提条件が満たされない場合であっても、

東京海上日動が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。また、東京海上日動応募契約においては、(i) R H J I 応募契約若しくは R H J I 優先株式売買契約が解除された場合には、公開買付者により東京海上日動応募契約を解除することができる旨、及び(ii) 本公開買付けが撤回された場合又は本公開買付けが成立しなかった場合には、東京海上日動応募契約は当然に終了する旨が合意されております。

(注) 東京海上日動応募契約においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の設立及び資格並びに権利能力及び行為能力、東京海上日動応募契約の締結及び履行に必要な手続の履践、東京海上日動応募契約応募契約の有効性及び執行可能性、東京海上日動応募契約応募契約の締結及び履行の内部規則、他の契約、法令等、許認可、判決等との抵触の不存在が規定されております。

④ 本優先株式に係る取得請求権の不行使に関する A T C H 1 の同意

本優先株式は取得請求権付株式であり、平成 24 年 1 月 4 日付で対象者の発行済の本優先株式の全てを取得する予定の A T C H 1 がかかる取得請求権を行使した場合には、対象者から A T C H 1 に対して対象者普通株式が交付されることとなりますが、A T C H 1 は、本優先株式を取得した場合、公開買付者に対し、本公開買付けが終了するまでの間、その所有する本優先株式に係る取得請求権を行使しないことに同意する予定です。

(5) 第二回公開買付けに関する事項

① 第二回公開買付けの概要

上記「(1) A T C H 1、公開買付者、本優先株式の取得及び公開買付けの概要」記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、買付け等の期間（以下「第二回公開買付け期間」という。）を平成 24 年 2 月 13 日（予定）から同年 3 月 26 日（予定）（30 営業日を予定）として、その時点で公開買付者以外の者の所有する対象者普通株式の全て（但し、対象者の所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、第二回公開買付けを実施することを予定しています。但し、公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間の延長、決済の遅延その他やむを得ない事由が生じた場合には、第二回公開買付けの開始を延期し、第二回公開買付け期間を変更する可能性があります。かかる場合であっても、実務的に可能な範囲で速やかに第二回公開買付けを開始する予定です。また、本公開買付けが不成立となった場合には、第二回公開買付けは実施されない予定です。

第二回公開買付けは、本公開買付けで公開買付者が取得しなかった対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者の所有する自己株式を除きます。）を取得するため、第二回公開買付け価格を本公開買付け価格より高い 1 株当たり 33 円とし、R H J I 及び東京海上日動以外の対象者株主の皆様に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付与された価格により、対象者普通株式を売却する機会を提供することを企図しております。

② 公開買付けを 2 回実施する理由

公開買付者が、本公開買付けに加え、第二回公開買付けを行うことを予定している理由は以下のとおりです。

公開買付者は、本取引により、対象者の発行済株式の全て（但し、A T C H 1 が保有する本優先株式並びに対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。公開買付者は、本取引を検討するにあたり、まず、対象者の筆頭株主である R H J I 及び対象者の大株主である東京海上日動との間でそれぞれ個別に交渉し、その結果、その所有する対象者株式の全てを公開買付者に譲渡すること及びその価格について合意に達

しました。一方で、RHJI及び東京海上日動からの対象者普通株式の取得は金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づき公開買付けによる必要があるところ、かかる合意における普通株式の価格は、上記のとおりRHJI及び東京海上日動との間の交渉の結果決定されたものであり、必ずしもRHJI及び東京海上日動を除く対象者の株主の皆様に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付与された価格により対象者普通株式を売却する機会を提供するものとはいえない可能性がありました。そこで、公開買付者は、本取引を、(i)RHJI及び東京海上日動からその所有する対象者普通株式の全てを取得することを目的として、RHJI及び東京海上日動と合意した買付け等の価格により行う本公開買付け及び(ii)RHJI及び東京海上日動を除く対象者の株主の皆様から対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者の所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、かかる株主の皆様に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付与された価格により、対象者普通株式を売却する機会を提供するために行う第二回公開買付けの2回の公開買付けにより実行することとしたものです。

③ 本公開買付価格と第二回公開買付価格とが異なる理由

本公開買付価格は、上記のとおり、RHJI及び東京海上日動との間で交渉を行った結果合意した価格です。これに対し、第二回公開買付価格は、下記④記載のとおり、RHJI及び東京海上日動以外の対象者株主の皆様に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付与された価格を提供することを企図して、対象者特別委員会との協議・交渉等を経て決定されたものです。このように、本公開買付価格及び第二回公開買付価格は異なる方法により決定されたものであり、その結果として、公開買付者は、本公開買付価格を27円、第二回公開買付価格を33円としております。

④ 第二回公開買付価格の決定

公開買付者は、第二回公開買付価格を決定するに際し、本公開買付けの開始を公表した平成23年12月28日の前取引日である平成23年12月27日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の過去1ヶ月、過去3ヶ月、過去6ヶ月（いずれも終値の単純平均値で25円、23円及び24円）及び直近の市場株価（本公開買付けの開始を公表した平成23年12月28日の前取引日である平成23年12月27日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値27円）の推移、対象者が公表している財務情報、公開買付者において算出した対象者の将来のキャッシュ・フローの見込み並びに公開買付者において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果を基礎とし、さらには過去5年間の発行者以外の者による公開買付けの事例であって、特に本件と類似すると思われる事例における平均的なプレミアム水準を参考に、対象者が本取引の検討に際して取引条件の公正性や少数株主の利益を確保するために設置した特別委員会との間で買付価格等取引条件の協議、第二回公開買付価格についての交渉を経て、第二回公開買付価格を1株につき33円とすることを決定しました。なお、公開買付者は、第二回公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。

第二回公開買付価格は、本公開買付けの開始を公表した平成23年12月28日の前取引日である平成23年12月27日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値27円に対して22.22%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値25円に対して32.00%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値23円に対して43.48%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値24円に対して37.50%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成 23 年 12 月 28 日時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株主に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべき旨、及び、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当である旨を決議に参加した取締役の全員一致により決議したとのことです（対象者が行った措置の詳細は、下記「(6) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。).

(6) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「(4) 公開買付者等と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」記載のとおり、公開買付者は、RHJI との間でRHJI 応募契約を締結しておりますが、対象者の取締役 10 名のうち社外取締役 4 名がRHJI 又は同社子会社の役員又は従業員を兼務しております。対象者によれば、上記のような状況から、対象者における本公開買付けを含む本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付価格及び第二回公開買付価格を含む取引条件の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、並びに利益相反回避の観点から、主として以下のような本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する措置を講じているとのことです。なお、以下の記載のうち対象者に関連する部分は、対象者からの説明及び対象者プレスリリースの記載に基づいて記載しております。

① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から提示された本公開買付価格及び第二回公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本取引及び本優先株式売買（ATCH1による本優先株式の全ての取得をいいます。以下同じとします。）に関し独立性を有する第三者算定機関としてパークレイズ・キャピタル証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成 23 年 12 月 28 日付で株式価値算定書（以下「本算定書」といいます。）を取得しているとのことです。

パークレイズ・キャピタル証券は、対象者普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役（本取引及び本優先株式売買について特別の利害関係を有する又は特別の利害関係を有するおそれがある株式会社RHJ インターナショナル・ジャパンの代表取締役会長である倉重英樹氏、Ripplewood Holdings LLC のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントであるアンソニー・A・バローネ氏、RHJI のCOO兼ジェネラル・カウンセルであるルディガー・シュミッド クーンホッフアー氏及び株式会社RHJ インターナショナル・ジャパンのマネージング・ディレクターである有馬純則氏を除きます。）から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報等を踏まえて、対象者の株式価値を算定したとのことです。

パークレイズ・キャピタル証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定方法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、類似会社比較法、類似取引比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を主要な算定方法として用いて、対象者普通株式の株式価値を算定したとのことです。パークレイズ・キャピタル証券が上記各手法を採用した理由及び当該各手法に基づき算定した対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。なお、

パークレイズ・キャピタル証券は、かかる算定にあたり、対象者が公表した平成23年12月19日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」記載の対象者の平成23年3月期の通期の業績予想の修正を勧察しているとのことです。

評価手法	1株当たり株式価値レンジ
市場株価法	: 17円から38円
類似会社比較法	: 16円から26円
類似取引比較法	: 11円から15円
D C F法	: 29円から36円

市場株価法は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値算定における客観的な算定手法であると考え、採用したとのことです。市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勧察の上、算定基準日を本公開買付けの開始を公表した平成23年12月28日の前取引日である平成23年12月27日として、対象者の普通株式の過去12ヶ月間の株価を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値を17円～38円と算定しているとのことです。

類似会社比較法は、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて、企業の価値の算定を行う手法となるとのことです。対象者には比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であるため、類似会社比較法を採用し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を16円～26円と算定しているとのことです。

類似取引比較法では、本公開買付けと比較的類似すると考えられる、国内外で過去に実施された自動車部品、トラック部品及び建機部品メーカーにかかる公表取引における取引価格や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を11円から15円までと分析しているとのことです。

D C F法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用したとのことです。D C F法では、対象者の事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を29円～36円と算定したとのことです。なお、D C F法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。

パークレイズ・キャピタル証券は、上記の株式価値算定の結果等を踏まえ、第二回公開買付け価格が財務的見地から株主（R H J I及び東京海上日動を除きます。）にとって公正である旨の意見を意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）において述べているとのことです。また、パークレイズ・キャピタル証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、対象者普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び対象者優先株式の全ての対価として支払われる金額の総額をベースとして計算される企業価値の額が、財務的見地から対象者にとって公正である旨の意見も述べているとのことです。

なお、パークレイズ・キャピタル証券は、公開買付け者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引及び本優先株式売買に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(注) パークレイズ・キャピタル証券による本算定書及び本フェアネス・オピニオンの作成は、以下の前提条件、手続、考慮事項及び分析における制約事項その他一定の制限に服するとのことです。パークレイズ・キャピタル証券は、(A)本取引の検討の続行又は本取引の実行に関する対象者の意思決定、(B)本取引が成就する可能性、(C)上記の企業価値に係る株主、債権者及びその他対象者に利害関係を有する者の間における配分の公正性及び適切性、又は(D)上記「(4)① 本優先株式の取得」に記載の米国 Pension Benefit Guaranty Corporation との間の訴訟（及び対象者への経済的影響）及び同訴訟に起因して対象者が過去又は将来において負担する損害、損失及び費用等の額に関する A T C H 1 及び R H J I の間における合意に基づく取決め（詳細は、「(4)① 本優先株式の取得」をご参照ください。）について、意見を求められているものではなく、いかなる意味においても意見を述べるものではないとのことです。パークレイズ・キャピタル証券は本算定書及び本フェアネス・オピニオンに記載される意見を示すにあたり参照した財務情報その他の情報が正確かつ完全であることを前提として依拠しており、この点について別段の検証を行っていないとのことです。また、パークレイズ・キャピタル証券は、上記の情報が不正確又は誤解を生じさせるものであると判断すべき事実又は状況を認識していない旨を対象者の経営陣が確約していることにも依拠しているとのことです。パークレイズ・キャピタル証券は、対象者の業績予想が、現時点において入手可能な対象者による最善の見通し及び判断を反映して合理的に作成されたものであることを前提としているとのことです。パークレイズ・キャピタル証券は、当該予想若しくは見通し、又はこれらの前提条件について、一切責任を負担せず、またいかなる見解を示すこともないとのことです。本算定書又は本フェアネス・オピニオンは、対象者の株主に対して、対象者の普通株式の応募を推奨するものではないとのことです。

② 対象者における特別委員会による検討

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引について本公開買付けにおいては対象者の支配株主が応募株主となること、第二回公開買付けにおいては公開買付者が新たな支配株主としてさらに買付けを行うこと、さらにその後本普通株式全部取得手続・上場廃止も想定されるなど、利害関係が複雑であり、意思決定に公正性が要求されるため、中立的立場から本取引に対し意見表明をすべく、平成 23 年 10 月 20 日の対象者取締役会において、対象者取締役会の小委員会として特別委員会を設置し、その委員として、対象者取締役である越尾壯一氏（以下「越尾氏」といいます）、エドワード・G・クルーバシク氏（以下「クルーバシク氏」といいます）及びトーマス・A・アマート氏（以下「アマート氏」といいます）の 3 名を選定したとのことです。当該 3 名の中立性・独立性は、いずれも応募株主及び公開買付者と利害関係が無く本取引及び本優先株式売買に利害関係を有しないこと（すなわち、本公開買付けに対し対象者取締役会として意見表明決議をする際、特別利害関係取締役として当該決議から排除されないこと）、越尾氏は対象者社外取締役であり対象者株券が上場されている東京証券取引所に独立役員として届け出られた者であること、クルーバシク氏は対象者社外取締役であること、及びアマート氏はかつて対象者の執行役でしたが現在は業務執行に携わらない非常勤の取締役であることにより担保されているとのことです。なお、越尾氏は 186,000 株、アマート氏は 231,068 株の対象者普通株式を保有しておりますが、その持株割合はごく小さいものであり、かかる株式保有が上記の独立性に影響を及ぼすものではないと思料しているとのことです。特別委員会は、平成 23 年 11 月 10 日より同年 12 月 28 日までに合計 20 回開催され、公開買付者からのヒアリング、対象者経営陣との協議、対象者が起用した財務アドバイザーであるパークレイズ・キャ

ピタル証券及び対象者が起用した独立の法律事務所であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所との協議を重ねるとともに、パークレイズ・キャピタル証券から取得した本算定書及び本フェアネス・オピニオン、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言その他の関連資料を検討したとのことです。また、公開買付者及びそのアドバイザーであるユニゾン・キャピタル・グループからも本取引及び本優先株式売買の取引構造や条件について説明を受け、少数株主の利益の確保の観点から第二回公開買付価格を含む取引条件等について公開買付者と協議や交渉を行ったとのことです。具体的には、以下の事項を検討したとのことです。

(a) 本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値向上に資するか

対象者及び特別委員会は、公開買付者より、公開買付者及び公開買付者に対して助言を与えるユニゾン・キャピタル・グループの事業概要及び投資経験について説明を受けました。また、上記「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」記載の内容について公開買付者から説明を受けると共に、公開買付者らが対象者を完全子会社することにより対象者がどのようなメリットを受けるかについて説明を受けました。それによると、公開買付者は、主に、①対象者が成長するための資金確保のサポート、②対象者のガバナンスシステムを強化するための組織構築及び非公開会社としての意思決定の迅速化等、③対象者経営方針を理解した経験豊かなチームの対象者経営への参画、並びに、④ユニゾンの経営アドバイザーとの協働による経営課題の解決、という点において対象者をサポートする用意があるということです。また、特別委員会は、本取引による財務状況の変化など対象者が受けうる影響並びに本優先株式売買の諸条件を含め、本公開買付け並びにその後の第二回公開買付け及び本普通株式全部取得手続により対象者の企業価値が向上するかどうか慎重に協議しました。

上記「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」に記載のとおり、これまで対象者は、自社での成長及び買収により業容を拡大させてまいりましたが、平成19年のリーマンショックやそれに続く世界的な自動車産業の不況を受け、Metaldyne Corporationが経営破綻するなど、厳しい経営環境にさらされてまいりました。さらに、本年3月に発生した東日本大震災、また本年7月に始まり数ヶ月間続いたタイの大洪水による影響など、厳しい試練を乗り越えてきました。この数年は、そういった危機に対して身を削るようなコストダウンなどの体質改善をおこない、「生き残り」をかけて経営の舵をとってきたと言えます。

しかし、対象者が公表した平成23年12月19日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」で業績予想を上方修正したことに端的に表れているように、対象者はこれら数々の危機からようやく脱したものと確認したとのことです。ギリシャの債務危機に端を発した欧州の金融不安や中国やインドなどの新興国の成長の減速など、まだまだ不透明な状況は続くと思われませんが、対象者の今後の経営は今までの「生き残り」から「成長」戦略に焦点をあてた積極的な事業計画を推進していきたいと考えております。

今後も自動車業界は世界規模での生き残りをかけた競争による需給構造の大きな変化が予想されますが、これらの変化に対応するには、柔軟な経営戦略と迅速な意思決定がさらに必要になってきます。公開買付者から提案がなされた完全子会社化・上場廃止については、対象者の成長ポテンシャルに対する投資であると理解しており、経営の舵取りが今まで以上に自由にできること、短期的に予想されるリスクにとらわれず、株主の支援に基づき中長期的な事業の成長を追求できること、などからも今後の対象者の経営にメリットがあると考えます。

以上の諸点に鑑み、特別委員会としては、上記(2)記載の目的は合理的であり、また、本取引により、対象者

として利益を享受するものと認められることから、本取引が対象者の企業価値向上に資するものと判断いたしましたとのことです。

(b) 本公開買付けを含む本取引の取引条件の公正性が確保されているか

次に、特別委員会は上記「(6) ① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得」記載のとおり、独立した第三者算定機関としてのパークレイズ・キャピタル証券より本算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得し、公開買付者の提案した買付価格の合理性・妥当性を検証いたしました。

公開買付者から提示された本取引に関する買付価格は、本公開買付けが普通株式1株当たり27円、第二回公開買付けが普通株式1株当たり33円でした。他方、本算定書においては、対象者の普通株式1株当たりの株式価値算定結果として、市場株価法では17円から38円、類似会社比較法では16円から26円、類似会社比較法では16円から26円、類似取引比較法では11円から15円、DCF法では29円から36円と報告されました。

上記の株式価値算定の結果等を踏まえ、パークレイズ・キャピタル証券は、公開買付者から提示された第二回公開買付価格が財務的見地から株主（RHJI及び東京海上日動を除きます。）にとって公正である旨の意見を本フェアネス・オピニオンにおいて述べております。また、パークレイズ・キャピタル証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、対象者普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び対象者優先株式の全ての対価として支払われる金額の総額をベースとして計算される企業価値の額が、財務的見地から対象者にとって公正である旨の意見も述べております。

特別委員会において検討した結果、本算定書の結論に至る計算過程はもちろん、本フェアネス・オピニオンの検討過程についても、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められません。

他方、本公開買付価格は、本フェアネス・オピニオンの対象ともされておられません。しかしながら、公開買付者の説明によると、本公開買付けは、対象者の支配株主すなわちRHJI及び対象者の株主である東京海上日動が予め公開買付者との間で応募契約を締結の上合意した取引条件（買付価格を含みます。）に基づくものであり、応募契約を締結した株主のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されておらず、少数株主のために、本公開買付けの後速やかに本公開買付価格よりも高い価格（普通株式1株当たり33円）を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であるとのことです。このような事情に鑑みれば、本公開買付価格にかかわらず、本取引及び本優先株式売買を全体としてみれば、第二回公開買付価格を含む本取引の取引条件は公正なものであると考えられます。もっとも、本公開買付価格の妥当性に関しては対象者としての判断を留保すべきものと判断いたしました。

なお、上記「(4) ① 本優先株式の取得」に記載のとおり、RHJIによる対象者優先株式の譲渡価格については、PBGC訴訟費用の多寡に応じて、RHJIとATCH1との間で譲渡価格の調整が行われるとのことです。しかし、そのような調整が行われたとしても、RHJIに支払われる対象者優先株式の実質対価（普通株式に転換された場合の普通株式1株当たりの対価）が第二回公開買付価格を上回ることはないとのことです。従って、かかるPBGC訴訟費用に関連した価格調整は、上記公正性に関する判断に影響を及ぼすものではないと思量することです。

(c) 本公開買付けを含む本取引は公正な手続を通じて少数株主への十分な配慮がなされているか

本取引は、公開買付けを二段階に分けるという本邦において先例の見当たらない構造を採用しています。株主の

保護という観点からは、支配株主であるRHJIらによる応募を想定した本公開買付けの後に、より高い買付価格を設定した第二回公開買付けが実施されることが、どのように担保されているかという点が問題となります。

この点については、公開買付者から明確に説明を受けるとともに、公開買付者及びATCH1が平成23年12月28日に公表した「旭テック株式会社優先株式の取得及び普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」においても、本公開買付けが成立した場合には、その決済後速やかに、公開買付者以外の者が所有する対象者の発行済み普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、再度、本公開買付価格（27円）よりも高い価格である33円を買付価格とする第二回公開買付けを実施する予定である旨明記されております。このことから、公開買付者において第二回公開買付けの予定を明確に開示することにより、少数株主の利益を一定程度尊重しようとしている取引構造であることが窺われます。

また、本取引では二段階の公開買付けの後、全部取得条項付種類株式（又はその他の方法）を用いて本普通株式全部取得手続を行うことが企図されています。本普通株式全部取得手続において、本普通株式全部取得手続の対価は、第二回公開買付価格と同一の価格となるよう設定される予定であり、本普通株式全部取得手続は、第二回公開買付けの成立後速やかに実行するよう要請する予定との説明を公開買付者から受けています。実際の種類株式の発行及び全部取得条項に基づく株式の取得が後日行われたとしても、第二回公開買付けの期間に近接した時点を基準日とし、当該基準日時点の株主に対して当該種類株式の交付がなされるものと考えられ、実質的には、第二回公開買付期間と近接した時点における株主に対して具体的な条件が提示されるものと考えられます。このため、第二回公開買付けと同一の基準を本普通株式全部取得手続の価格決定に際して採用することには、特段不合理な点はないと判断されます。

加えて、全部取得条項付種類株式の発行に関しては、これに必要となる定款変更について、会社法上、反対株主による株式の買取請求権が認められています。また、上記全部取得条項に基づく対象者による株式の取得に関しては、買付価格を基準として決定される本普通株式全部取得手続時における経済的条件に満足出来ない株主において、裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定を申し立てる機会が認められています。第二回公開買付価格、またその後に予定されている本普通株式全部取得手続時における経済的条件に満足できない株主においては、これらの法定の手続を利用することにより、裁判所の判断を仰ぐ機会が認められています。このような手続の利用を一般株主に認めた上で本取引を実施しようとしている点からも、公開買付者において一般株主（少数株主）の利益に対して適切な配慮をするよう努めている取引構造であることが窺われます。

上述のとおり、対象者は公開買付者からの提案を踏まえ、特別委員会を設置し、本取引の対応及び検討に向けた過程の中で、パークレイズ・キャピタル証券から取得した本算定書及び本フェアネス・オピニオン、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言その他の関連資料を踏まえ、対象者少数株主の利益を勘案した適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また本公開買付けの買付条件、とりわけ買付価格の公正性の担保、また本普通株式全部取得手続の取得条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、特別委員会において具体的な検討を行い、その結果、対象者特別委員会は、本取引において公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされているとの結論に至ったとのことです。

その結果、特別委員会は、平成23年12月28日、(a)本公開買付けを含む本取引については、全体として対象者の企業価値の向上を目的とするものであると認められ、これに賛同するべきであること、(b)本公開買付価格については、本公開買付けの後速やかに本公開買付価格よりも高い価格（普通株式1株当たり33円）を買付価格とし

て第二回公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けていることから、対象者として意見を留保すべきこと、(c)第二回公開買付けが実施される場合には、かかる第二回公開買付けも対象者の企業価値の向上を目的とするものであると認められ、また第二回公開買付価格は直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格であり妥当であると認められることから、答申書提出時点の状況に基づく判断として、第二回公開買付けを含む本取引に賛同するとともに、第二回公開買付けが実施された場合には対象者株主にこれに応募するよう推奨することが望ましいこと、並びに、(d)本優先株式売買並びに本取引を構成する本公開買付け、第二回公開買付け及び第二回公開買付け後に行われる本普通株式全部取得手続という本取引の全体を勘案すれば、本取引は全体として少数株主にとって不利益ではないと認められることを内容とする答申を委員全員の一致で決定し、同日、対象者取締役会に対し答申したとのことです。

③ 対象者における法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、RHJI、公開買付者及び対象者から独立した法律事務所であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引における意思決定過程、意思決定方法、特別委員会の運営その他の留意点について法的助言を受けたとのことです。

④ 利害関係を有しない対象者の取締役の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、パークレイズ・キャピタル証券から取得した本算定書及び本フェアネス・オピニオン、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、特別委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引及び本優先株式売買に関する諸条件について慎重に検討した結果、本取引が対象者の企業価値向上の観点から有益であり、本取引の諸条件は妥当であると判断し、平成23年12月28日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明する旨を、決議に参加した取締役（取締役10名中、出席取締役3名）の全員一致で決議したとのことです。但し、本公開買付価格については、本公開買付けが成立した場合、その決済後速やかに本公開買付価格よりも高い価格である33円を買付価格とする第二回公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けているため、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かは株主の判断に委ねることが望ましいと判断したとのことです。さらに、現時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株主に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべき旨、及び、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当である旨を決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち、倉重英樹氏、アンソニー・A・バローネ氏、ルディガー・シュミッド クーンホッフ氏及び有馬純則氏は、対象者の支配株主でありかつ本公開買付けにつき応募契約を締結しているRHJI又はその関連会社の役員又は従業員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、また、入交昭一郎氏、山田裕久氏及び松村正隆氏については、対象者執行役を兼任しているところ、執行役報酬の一部が対象者の買収を含む組織再編の実施と関連する枠組みとなっており、必ずしも利害が対立するものではないが、取締役会決議の公正を期すため、本取引及び本優先株式売買に関する取締役会の審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場においてその取引条件に関する公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。

なお、その結果、上記取締役会の審議及び決議に参加した取締役は、越尾氏、クルーバシツク氏及びアマート氏

の3名であり、特別委員会の構成員と同一となりますが、そのことにより、取締役会の審議及び決議の公正性に影響が生じるものではないと考えているとのことです。なぜなら、特別委員会においては特に少数株主にとっての不利益性が議論の焦点となる一方、取締役会においてはより幅広い経営的見地から本取引に賛同すべきかどうかを議論するものであり、もとより議論の対象・目的が異なるからとのことです。また、対象者は、本取引及び本優先株式売上の少数株主への影響を真摯に検討すべく、かかる取引と利害関係が無いと考えられる取締役全員を特別委員会委員に選任したものであり、結果的に同一の構成員が取締役会で審議・決議することに何ら支障はないものと思料したとのことです。

(7) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項について）

公開買付者は、上記「(1) ATCH1、公開買付者、本優先株式の取得及び公開買付けの概要」に記載のとおり、最終的には対象者の発行済普通株式の全てを取得することを目的として、本公開買付け及び本公開買付け成立後に第二回公開買付けを実施する予定ですが、本公開買付け及び第二回公開買付けにおいて対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、第二回公開買付け成立後に、以下の方法により、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための本普通株式全部取得手続を実施することを予定しています。なお、本公開買付けの不成立により第二回公開買付けが行われない場合には、本普通株式全部取得手続も実施されません。

本普通株式全部取得手続の具体的な方法としては、本公開買付け及び第二回公開買付けが成立した後に、公開買付者は、(a)対象者において普通株式、及び本優先株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、(b)対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び(c)対象者の当該株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類株式を対象者株式を交付することを付議議案に含む株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催し、上記(a)乃至(c)を上程すること、及び上記(b)の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主、A種優先株式の株主及びB種優先株式の株主による各種類株主総会（以下、総称して「本種類株主総会」といいます。）を本株主総会の開催日に開催し、上記(b)を上程することを対象者に要請する予定です。なお、ATCH1及び公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会のうち各々が議決権を有するものにおいて、それぞれ上記各議案に賛成する予定です。

公開買付者は、平成24年6月を目途として本株主総会及び本種類株主総会を開催することを対象者に要請する予定ですが、本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の普通株主には当該取得の対価として別個の種類株式が交付されることとなりますが、対象者の普通株主のうち交付されるべき当該別個の種類株式の数が1株に満たない端数となる皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却の結果、各普通株主の皆様へ交付

される金銭の額については、第二回公開買付価格（33 円）に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定であります。公開買付者が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者以外の対象者の普通株主のうちで本公開買付けに応募されなかった皆様に対して交付する対象者株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(i) 上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記(c)の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの(i)又は(ii)の方法による 1 株当たりの買付価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、上記(a)乃至(c)の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け及び第二回公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合又は公開買付者以外の対象者の株主の皆様を対象者株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の対象者の普通株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなることを予定しており、この場合において公開買付者以外の普通株主の皆様には、第二回公開買付価格（33 円）に当該普通株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第速やかに開示します。

なお、本公開買付け及び第二回公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

(8) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付け成立時点で当該基準に該当しない場合でも、上記「(7) 本公開買付け及び第二回公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項について）」に記載のとおり、公開買付者は、第二回公開買付けを実施する予定であり、第二回公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。さらに、第二回公開買付け成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本普通株式全部取得手続を予定していますので、その場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は所定の手続を経て上場廃止になります。なお、対象者普通株式が上場廃止となった場合は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	旭テック株式会社									
② 所在地	静岡県菊川市堀之内 547 番地の 1									
③ 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 入交 昭一郎									
④ 事業内容	鉄鋳造鍛造事業、軽合金事業及び機器装置事業									
⑤ 資本金	13,703 百万円									
⑥ 設立年月日	昭和 13 年 8 月 8 日									
⑦ 大株主及び持株比率(所有株式数別) (平成 23 年 9 月 30 日現在)	RHJ インターナショナル S.A. (常任代理人: アンダーソン・毛利・友常法律事務所 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部) 62.41% 三井物産株式会社 8.39% 中央三井グロースキャピタル第二号投資事業有限責任組合 1.07% 東京海上日動火災保険株式会社 0.58% シービーエヌワイ インターナショナル コア エクイティ ポートフォリオ ディエフエイ インベストメント ディメンションズ グループ アイエヌシー (常任代理人: シティバンク銀行株式会社) 0.49% 日本証券金融株式会社 0.49% 旭テック取引先持株会 0.37% シービーエヌワイ ディエフエイ インベストメント トラスト カンパニー ジャパニーズ スモール カンパニー シリーズ (常任代理人: シティバンク銀行株式会社) 0.26% 三菱ふそうトラック・バス株式会社 0.25% 小山 勝敏 0.22%									
⑧ 公開買付者及びATCH1 と対象者の関係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>該当事項はありません。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>該当事項はありません。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>該当事項はありません。</td> </tr> <tr> <td>関連当事者への該当状況</td> <td>対象者は、公開買付者及びATCH1 の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、公開買付者及びATCH1 の関連当事者には該当しません。</td> </tr> </table>		資 本 関 係	該当事項はありません。	人 的 関 係	該当事項はありません。	取 引 関 係	該当事項はありません。	関連当事者への該当状況	対象者は、公開買付者及びATCH1 の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、公開買付者及びATCH1 の関連当事者には該当しません。
資 本 関 係	該当事項はありません。									
人 的 関 係	該当事項はありません。									
取 引 関 係	該当事項はありません。									
関連当事者への該当状況	対象者は、公開買付者及びATCH1 の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、公開買付者及びATCH1 の関連当事者には該当しません。									

(2) 日程等

① 日程

取締役決定	平成 23 年 12 月 28 日(水曜日)
公開買付開始公告日	平成 24 年 1 月 6 日(金曜日) (予定) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成 24 年 1 月 6 日(金曜日) (予定)

② 届出当初の買付け等の期間 (予定)

平成 24 年 1 月 6 日（金曜日）から平成 24 年 2 月 3 日（金曜日）まで（20 営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付等の期間は 30 営業日、公開買付期間は平成 24 年 2 月 17 日（金曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 27 円

(注 1) 対象者は上記普通株式以外に、本日現在、A 種優先株式 11, 141, 000 株及び B 種優先株式 10, 526, 316 株を発行していますが、本優先株式のいずれもその全てを本ファンドがその発行済株式の全てを保有している ATCH1 が本公開買付けにかかる公開買付開始公告時点（平成 24 年 1 月 6 日）では所有する予定です。当該株式については、本公開買付けにおいて当該株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことに同意する旨の書面を ATCH1 から受領しておりますので、法第 27 条の 2 第 5 項及び金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 8 条第 5 項第 3 号に定める全部勧誘義務の対象外とすることのできる株券等を規定した発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 5 条第 3 項第 2 号に該当することにより、本公開買付けにおいて買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘はいたしません。

(注 2) 対象者の第 104 期有価証券報告書（平成 23 年 6 月 29 日提出）によれば、対象者は新株予約権（平成 16 年 6 月 29 日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権、平成 17 年 6 月 29 日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権及び平成 18 年 6 月 29 日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権）を発行していましたが、対象者によれば、いずれの新株予約権も全ての新株予約権者からその有する全ての未行使の新株予約権を放棄する旨の意思表示を受けて、平成 23 年 9 月 30 日付で消滅したとのことであり、公開買付者も対象者の履歴事項全部証明書によりいずれの新株予約権も残存しないことを確認しております。

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、本公開買付けの開始を公表した平成 23 年 12 月 28 日の前取引日である平成 23 年 12 月 27 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の過去 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月（いずれも終値の単純平均値で 25 円、23 円及び 24 円）及び直近の市場株価（本公開買付けの開始を公表した平成 23 年 12 月 28 日の前取引日である平成 23 年 12 月 27 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値 27 円）の推移、対象者が公表している財務情報、公開買付者において算出した対象者の将来のキャッシュ・フローの見込み並びに公開買付者において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果を基礎とし、RHJ I 及び東京海上日動との交渉の結果、本公開買付価格を 1 株当たり 27 円とすることを決定しました。なお、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。

本公開買付価格は、本公開買付けの開始を公表した平成 23 年 12 月 28 日の前取引日である平成 23 年 12 月 27 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値 27 円と同額、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 25 円に対して 8.00%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 23 円に対して 17.39%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 24 円に対して 12.50%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

(買付価格の決定に至る経緯)

ユニゾン・キャピタル・グループは、平成 23 年 6 月頃に対象者経営陣と、対象者の将来について協議する機会を得、以降、対象者を今後も中長期的に成長させていくという観点から、対象者の事業戦略や資本政策についての協議・検討を行ってまいりました。かかる協議・検討の結果を踏まえ、ユニゾン・キャピタル・グループは、対象者が有する各事業において蓄積された技術力、実績に裏付けられた既存顧客との強固な関係、競争力のある高い製品品質等を有効に活用することにより、対象者経営陣が現在推進している事業計画に則した事業成長の支援を行い、対象者の企業価値を向上させることが可能であるとの認識を持つに至りました。ユニゾン・キャピタル・グループは、これまでの投資先の企業価値向上に向けた取組みを支援する中で蓄積されたノウハウの提供や、広範なネットワークを活用した人材面でのサポート等を行うことにより、対象者の財務体質の更なる強化や経営資源の効率的な配分を実現することで、鉄鑄造鍛造事業の継続的な安定成長を維持しつつ、軽合金事業の更なる成長を推し進めることが可能であると考えております。また、将来的には、独立採算での自立的経営が可能となる規模まで各事業を成長させるとともに、当該事業に関わる経営資源の価値を実現する方策、経営資源等の選択と集中の可能性等（対象者の持株会社化その他の組織再編や事業の一部の売却等を含みます。）も検討していく予定です。

しかしながら、激変する事業環境においては、上記のような諸施策の実施は、少なからず不確実性を伴うものであり、必ずしも当初の予定通りに収益に寄与するとは限らないこと、また、対象者が長期的な競争力を強化し持続的な成長を達成するための経営体制構築と諸施策の実施には相応の時間とコストが必要であるとともに様々なリスクを伴うものであるため、短期的な収益の変動性が高まり業績に悪影響を与える懸念があることから、個々の施策の成否を踏まえてより機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制の構築が必要となります。

以上の事情を踏まえ、ユニゾン・キャピタル・グループは、対象者が長期的に付加価値を生み続ける会社への変革を成し遂げるためには、短期的な業績の変化に左右されることなく、対象者が直面する経営課題を適切に把握した上で、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築することが必要であるとの認識をもつに至りました。しかしながら、それらを実現するための施策を実施することは対象者の一般株主の皆様にとってリスクを伴うものでもあることから、このような影響が一般株主に及ぶことを回避し、公開買付者及びATCH1において当該リスクを引き受けるべく、最終的に公開買付者が対象者の発行済株式の全て（但し、ATCH1が保有する本優先株式並びに対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、本公開買付けを含む本取引を実施することが最良と判断し、平成 23 年 6 月頃、ユニゾン・キャピタル・グループは、対象者の筆頭株主であるRHJIに対して本取引を提案しました。その後、ユニゾン・キャピタル・グループはRHJIとの間で本取引の条件等について協議を重ね、平成 23 年 12 月頃、本取引を実施する方向性について基本的な了解を得るに至りました。

また、ユニゾン・キャピタル・グループは、平成 23 年 12 月中旬頃より、東京海上日動との間でも本取引に

ついでに協議を開始し、平成 23 年 12 月下旬頃、本取引を実施する方向性についての基本的な了解を得るに至りました。

その一方、ユニゾン・キャピタル・グループは、平成 23 年 11 月 29 日、対象者取締役会に対して本取引についての提案を行い、対象者が本取引の検討に際して取引条件の公正性、少数株主の利益の確保のために設置した特別委員会及び対象者が起用したファイナンシャル・アドバイザーであるパークレイズ・キャピタル証券との間で、本取引の実施の是非及び条件等（第二回公開買付価格を含みます。）について協議・交渉を行いました（詳細は、下記「買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置」の「(ii) 対象者における特別委員会による検討」及び「(iv) 対象者における利害関係を有しない対象者の取締役の承認」をご参照ください。）。このような協議の結果を踏まえ、公開買付者は、平成 23 年 12 月 28 日、本公開買付けを含む本取引を実施することを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、本公開買付けの開始を公表した前取引日である平成 23 年 12 月 27 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の過去 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月（いずれも終値の単純平均値で 25 円、23 円及び 24 円）及び直近の市場株価（本公開買付けの開始を公表した平成 23 年 12 月 28 日の前取引日である平成 23 年 12 月 27 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値 27 円）の推移、対象者が公表している財務情報、公開買付者において算出した対象者の将来のキャッシュ・フローの見込み並びに公開買付者において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果を基礎とし、RHJI 及び東京海上日動との交渉の結果、本公開買付価格を 1 株当たり 27 円とすることを決定しました。なお、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。

（第二回公開買付けに関する事項）

（i）第二回公開買付けの概要

上記「1.（1）ATCH1、公開買付者、本優先株式の取得及び公開買付けの概要」記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、第二回公開買付期間を平成 24 年 2 月 13 日（予定）から同年 3 月 26 日（予定）（30 営業日を予定）として、その時点で公開買付者以外の者の所有する対象者普通株式の全て（但し、対象者の所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、第二回公開買付けを実施することを予定しています。但し、公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間の延長、決済の遅延その他やむを得ない事由が生じた場合には、第二回公開買付けの開始を延期し、第二回公開買付期間を変更する可能性があります。かかる場合であっても、実務的に可能な範囲で速やかに第二回公開買付けを開始する予定です。また、本公開買付けが不成立となった場合には、第二回公開買付けは実施されない予定です。

第二回公開買付けは、本公開買付けで公開買付者が取得しなかった対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者の所有する自己株式を除きます。）を取得するため、第二回公開買付価格を本公開買付価格より高い 1 株当たり 33 円とし、RHJI 及び東京海上日動以外の対象者株主の皆様に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付与された価格により、対象者普通株式を売却する機会を提供することを企図しております。

（ii）公開買付けを 2 回実施する理由

公開買付者が、本公開買付けに加え、第二回公開買付けを行うことを予定している理由は以下のとおりです。

公開買付者は、本取引により、対象者の発行済株式の全て（但し、A T C H 1 が保有する本優先株式並びに対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。公開買付者は、本取引を検討するにあたり、まず、対象者の筆頭株主である R H J I 及び対象者の大株主である東京海上日動との間でそれぞれ個別に交渉し、その結果、その所有する対象者株式の全てを公開買付者に譲渡すること及びその価格について合意に達しました。一方で、R H J I 及び東京海上日動からの対象者普通株式の取得は法令に基づき公開買付けによることが必要であるところ、かかる合意における普通株式の価格は、上記のとおり R H J I 及び東京海上日動との間の交渉の結果決定されたものであり、必ずしも R H J I 及び東京海上日動を除く対象者の株主の皆様に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付与された価格により対象者普通株式を売却する機会を提供するものとはいえない可能性がありました。そこで、公開買付者は、本取引を、(i) R H J I 及び東京海上日動からその所有する対象者普通株式の全てを取得することを目的として、R H J I 及び東京海上日動と合意した買付け等の価格により行う本公開買付け及び(ii) R H J I 及び東京海上日動を除く対象者の株主の皆様から対象者の発行済普通株式の全て（但し、対象者の所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、かかる株主の皆様に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付与された価格により、対象者普通株式を売却する機会を提供するために行う第二回公開買付けの 2 回の公開買付けにより実行することとしたものです。

(iii) 本公開買付価格と第二回公開買付価格とが異なる理由

本公開買付価格は、上記のとおり、R H J I 及び東京海上日動との間で交渉を行った結果合意した価格です。これに対し、第二回公開買付価格は、下記 (iv) 記載のとおり、R H J I 及び東京海上日動以外の対象者株主の皆様に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付与された価格を提供することを企図して、対象者特別委員会との協議・交渉等を経て決定されたものです。このように、本公開買付価格及び第二回公開買付価格は異なる方法により決定されたものであり、その結果として、公開買付者は、本公開買付価格を 27 円、第二回公開買付価格を 33 円としております。

(iv) 第二回公開買付価格の決定

公開買付者は、第二回公開買付価格を決定するに際し、本公開買付けの開始を公表した平成 23 年 12 月 28 日の前取引日である平成 23 年 12 月 27 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の過去 1 ヶ月、過去 3 ヶ月、過去 6 ヶ月（いずれも終値の単純平均値で 25 円、23 円及び 24 円）及び直近の市場株価（本公開買付けの開始を公表した平成 23 年 12 月 28 日の前取引日である平成 23 年 12 月 27 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値 27 円）の推移、対象者が公表している財務情報、公開買付者において算出した対象者の将来のキャッシュ・フローの見込み並びに公開買付者において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果を基礎とし、さらには過去 5 年間の発行者以外の者による公開買付けの事例であって、特に本件と類似すると思われる事例における平均的なプレミアム水準を参考に、対象者が本取引の検討に際して取引条件の公正性や少数株主の利益を確保するために設置した特別委員会との間で買付価格等取引条件の協議や第二回公開買付価格についての交渉を経て、第二回公開買付価格を 1 株につき 33 円とすることを決定しました。なお、公開買付者は、第二回公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していません。

第二回公開買付価格は、本公開買付けの開始を公表した平成 23 年 12 月 28 日の前取引日である平成 23 年 12

月 27 日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値 27 円に対して 22.22%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 25 円に対して 32.00%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 23 円に対して 43.48%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 24 円に対して 37.50%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、平成 23 年 12 月 28 日時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株主に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべき旨、及び、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当である旨を決議に参加した取締役の全員一致により決議したとのことです(対象者が行った措置の詳細は、下記「買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。)

(買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置)

(i) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から提示された本公開買付価格及び第二回公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本取引及び本優先株式売買に関し独立性を有する第三者算定機関としてパークレイズ・キャピタル証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成 23 年 12 月 28 日付で本算定書を取得しているとのことです。

パークレイズ・キャピタル証券は、対象者普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役(本取引及び本優先株式売買について特別の利害関係を有する又は特別の利害関係を有するおそれがある株式会社RHJインターナショナル・ジャパンの代表取締役会長である倉重英樹氏、Ripplewood Holdings LLC のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントであるアンソニー・A・バローネ氏、RHJIのCOO兼ジェネラル・カウンセルであるルディガー・シュミッド クーンホッフアー氏及び株式会社RHJインターナショナル・ジャパンのマネージング・ディレクターである有馬純則氏を除きます。)から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報等を踏まえて、対象者の株式価値を算定したとのことです。

パークレイズ・キャピタル証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定方法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、類似会社比較法、類似取引比較法及びDCF法を主要な算定方法として用いて、対象者普通株式の株式価値を算定したとのことです。パークレイズ・キャピタル証券が上記各手法を採用した理由及び当該各手法に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。なお、パークレイズ・キャピタル証券は、かかる算定にあたり、対象者が公表した平成 23 年 12 月 19 日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」記載の対象者の平成 23 年 3 月期の通期の業績予想の修正を勘案しているとのことです。

評価手法	1株当たり株式価値レンジ
市場株価法	: 17円から38円

類似会社比較法	: 16円から26円
類似取引比較法	: 11円から15円
DCF法	: 29円から36円

市場株価法は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値算定における客観的な算定手法であると考え、採用したとのことです。市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、算定基準日を本公開買付けの開始を公表した平成23年12月28日の前取引日である平成23年12月27日として、対象者の普通株式の過去12ヶ月間の株価を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値を17円～38円と算定しているとのことです。

類似会社比較法は、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて、企業の価値の算定を行う手法とのことです。対象者には比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であるため、類似会社比較法を採用し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を16円～26円と算定しているとのことです。

類似取引比較法では、本公開買付けと比較的類似すると考えられる、国内外で過去に実施された自動車部品、トラック部品及び建機部品メーカーにかかる公表取引における取引価格や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を11円から15円までと分析しているとのことです。

DCF法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用したとのことです。DCF法では、対象者の事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を29円～36円と算定したとのことです。なお、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。

バークレイズ・キャピタル証券は、上記の株式価値算定の結果等を踏まえ、第二回公開買付け価格が財務的見地から株主（RHJI及び東京海上日動を除きます。）にとって公正である旨の意見を本フェアネス・オピニオンにおいて述べているとのことです。また、バークレイズ・キャピタル証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、対象者普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び対象者優先株式の全ての対価として支払われる金額の総額をベースとして計算される企業価値の額が、財務的見地から対象者にとって公正である旨の意見も述べているとのことです。

(ii) 対象者における特別委員会による検討

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引について本公開買付けにおいては対象者の支配株主が応募株主となること、第二回公開買付けにおいては公開買付け者が新たな支配株主としてさらに買付けを行うこと、さらにその後本普通株式全部取得手続・上場廃止も想定されるなど、利害関係が複雑であり、意思決定に公正性が要求されるため、中立的立場から本取引に対し意見表明をすべく、平成23年10月20日の対象者取締役会において、対象者取締役会の小委員会として特別委員会を設置し、その委員として、対象者取締役である越尾氏、クルーバシク氏及びアマート氏の3名を選定したとのことです。当該3名の中立性・独立性は、いずれも応募

株主及び公開買付者と利害関係が無く本取引及び本優先株式売買に利害関係を有しないこと（すなわち、本公開買付けに対し対象者取締役会として意見表明決議をする際、特別利害関係取締役として当該決議から排除されないこと）、越尾氏は対象者社外取締役であり対象者株券が上場されている東京証券取引所に独立役員として届け出られた者であること、クルーバシック氏は対象者社外取締役であること、及びアマート氏はかつて対象者の執行役でしたが現在は業務執行に携わらない非常勤の取締役であることにより担保されているとのことです。なお、越尾氏は186,000株、アマート氏は231,068株の対象者普通株式を保有しておりますが、その持株割合はごく小さいものであり、かかる株式保有が上記の独立性に影響を及ぼすものではないと史料しているとのことです。特別委員会は、平成23年11月10日より同年12月28日まで合計20回開催され、公開買付者からのヒアリング、対象者経営陣との協議、対象者が起用した財務アドバイザーであるパークレイズ・キャピタル証券及び対象者が起用した独立の法律事務所であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所との協議を重ねるとともに、パークレイズ・キャピタル証券から取得した本算定書及び本フェアネス・オピニオン、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言その他の関連資料を検討したとのことです。また、公開買付者及びそのアドバイザーであるユニゾン・キャピタル・グループからも本取引及び本優先株式売買の取引構造や条件について説明を受け、少数株主の利益の確保の観点から第二回公開買付価格を含む取引条件等について公開買付者と協議や交渉を行ったとのことです。具体的には、以下の事項を検討したとのことです。

(a) 本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値向上に資するか

対象者及び特別委員会は、公開買付者より、公開買付者及び公開買付者に対して助言を与えるユニゾン・キャピタル・グループの事業概要及び投資経験について説明を受けました。また、対象者プレスリリースの「2. (2) ②本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」記載の内容について公開買付者から説明を受けると共に、公開買付者らが対象者を完全子会社化することにより対象者がどのようなメリットを受けるかについて説明を受けました。それによると、公開買付者は、主に、①対象者が成長するための資金確保のサポート、②対象者のガバナンスシステムを強化するための組織構築及び非公開会社としての意思決定の迅速化等、③対象者経営方針を理解した経験豊かなチームの対象者経営への参画、並びに、④ユニゾンの経営アドバイザーとの協働による経営課題の解決、という点において対象者をサポートする用意があるということです。また、特別委員会は、本取引による財務状況の変化など対象者が受ける影響並びに本優先株式売買の諸条件を含め、本公開買付け並びにその後の第二回公開買付け及び本普通株式全部取得手続により対象者の企業価値が向上するかどうか慎重に協議しました。

対象者プレスリリースの「2. (2) ② 本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」に記載のとおり、これまで対象者は、自社での成長及び買収により業容を拡大させてまいりましたが、平成19年のリーマンショックやそれに続く世界的な自動車産業の不況を受け、Metaldyne Corporationが経営破綻するなど、厳しい経営環境にさらされてまいりました。さらに、本年3月に発生した東日本大震災、また本年7月に始まり数ヶ月間続いたタイの大洪水による影響など、厳しい試練を乗り越えてきました。この数年は、そういった危機に対して身を削るようなコストダウンなどの体質改善をおこない、「生き残り」をかけて経営の舵をとってきたと言えます。

しかし、対象者が公表した平成23年12月19日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」で業績

予想を上方修正したことに端的に表れているように、対象者はこれら数々の危機からようやく脱したものと確信したとのことです。ギリシャの債務危機に端を発した欧州の金融不安や中国やインドなどの新興国の成長の減速など、まだまだ不透明な状況は続くと思われませんが、対象者の今後の経営は今までの「生き残り」から「成長」戦略に焦点をあてた積極的な事業計画を推進していきたいと考えております。

今後も自動車業界は世界規模での生き残りをかけた競争による需給構造の大きな変化が予想されますが、これらの変化に対応するには、柔軟な経営戦略と迅速な意思決定がさらに必要になってきます。公開買付者から提案がなされた完全子会社化・上場廃止については、対象者の成長ポテンシャルに対する投資であると理解しており、経営の舵取りが今まで以上に自由にできること、短期的に予想されるリスクにとらわれず、株主の支援に基づき中長期的な事業の成長を追求できること、などからも今後の対象者の経営にメリットがあると考えます。

以上の諸点に鑑み、特別委員会としては、対象者プレスリリースの2.(2)②記載の目的は合理的であり、また、本取引により、対象者として利益を享受するものと認められることから、本取引が対象者の企業価値向上に資するものと判断いたしましたとのことです。

(b) 本公開買付けを含む本取引の取引条件の公正性が確保されているか

次に、特別委員会は対象者プレスリリースの「2.(5)①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得」記載のとおり、独立した第三者算定機関としてのパークレイズ・キャピタル証券より本算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得し、公開買付者の提案した買付価格の合理性・妥当性を検証いたしました。

公開買付者から提示された本取引に関する買付価格は、本公開買付けが普通株式1株当たり27円、第二回公開買付けが普通株式1株当たり33円でした。他方、本算定書においては、対象者の普通株式1株当たりの株式価値算定結果として、市場株価法では17円から38円、類似会社比較法では16円から26円、類似取引比較法では11円から15円、DCF法では29円から36円と報告されました。

上記の株式価値算定の結果等を踏まえ、パークレイズ・キャピタル証券は、公開買付者から提示された第二回公開買付価格が財務的見地から株主（RHJI及び東京海上日動を除きます。）にとって公正である旨の意見を本フェアネス・オピニオンにおいて述べております。また、パークレイズ・キャピタル証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、対象者普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び対象者優先株式の全ての対価として支払われる金額の総額をベースとして計算される企業価値の額が、財務的見地から対象者にとって公正である旨の意見も述べております。

特別委員会において検討した結果、本算定書の結論に至る計算過程はもちろん、本フェアネス・オピニオンの検討過程についても、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められません。

他方、本公開買付価格は、本フェアネス・オピニオンの対象ともされておられません。しかしながら、公開買付者の説明によると、本公開買付けは、対象者の支配株主すなわちRHJI及び対象者の株主である東京海上日動が予め公開買付者との間で応募契約を締結の上合意した取引条件（買付価格を含みます。）に基づくものであり、応募契約を締結した株主のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されておらず、少数株主のために、本公開買付けの後速やかに本公開買付価格よりも高い価格（普通株式1株当たり33円）を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であるとのことです。このような事情に鑑みれば、本公開買付価格に

かかわらず、本取引及び本優先株式売買を全体としてみれば、第二回公開買付価格を含む本取引の取引条件は公正なものであると考えられます。もっとも、本公開買付価格の妥当性に関しては対象者としての判断を留保すべきものと判断いたしました。

なお、対象者プレスリリースの「3. (1) ① A種優先株式及びB種優先株式の取得」に記載のとおり、RHJIによる対象者優先株式の譲渡価格については、PBGC 訴訟費用の多寡に応じて、RHJIとATCH1との間で譲渡価格の調整が行われるとのことです。しかし、そのような調整が行われたとしても、RHJIに支払われる対象者優先株式の実質対価（普通株式に転換された場合の普通株式1株当たりの対価）が第二回公開買付価格を上回ることはないとのことです。従って、かかるPBGC 訴訟費用に関連した価格調整は、上記公正性に関する判断に影響を及ぼすものではないと思料するとのことです。

(c) 本公開買付けを含む本取引は公正な手続を通じて少数株主への十分な配慮がなされているか

本取引は、公開買付けを二段階に分けるという本邦において先例の見当たらない構造を採用しています。株主の保護という観点からは、支配株主であるRHJIらによる応募を想定した本公開買付けの後に、より高い買付価格を設定した第二回公開買付けが実施されることが、どのように担保されているかという点が問題となります。

この点については、公開買付者から明確に説明を受けるとともに、公開買付者及びATCH1が平成23年12月28日に公表した「旭テック株式会社優先株式の取得及び普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」においても、本公開買付けが成立した場合には、その決済後速やかに、公開買付者以外の者が所有する対象者の発行済み普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、再度、本公開買付価格（27円）よりも高い価格である33円を買付価格とする第二回公開買付けを実施する予定である旨明記されております。このことから、公開買付者において第二回公開買付けの予定を明確に開示することにより、少数株主の利益を一定程度尊重しようとしている取引構造であることが窺われます。

また、本取引では二段階の公開買付けの後、全部取得条項付種類株式（又はその他の方法）を用いて本普通株式全部取得手続を行うことが企図されています。本普通株式全部取得手続において、本普通株式全部取得手続の対価は、第二回公開買付価格と同一の価格となるよう設定される予定であり、本普通株式全部取得手続は、第二回公開買付けの成立後速やかに実行するよう要請する予定との説明を公開買付者から受けています。実際の種類株式の発行及び全部取得条項に基づく株式の取得が後日行われたとしても、第二回公開買付けの期間に近接した時点を基準日とし、当該基準日時点の株主に対して当該種類株式の交付がなされるものと考えられ、実質的には、第二回公開買付け期間と近接した時点における株主に対して具体的な条件が提示されるものと考えられます。このため、第二回公開買付けと同一の基準を本普通株式全部取得手続の価格決定に際して採用することには、特段不合理な点はないと判断されます。

加えて、全部取得条項付種類株式の発行に関しては、これに必要となる定款変更について、会社法上、反対株主による株式の買取請求権が認められています。また、上記全部取得条項に基づく対象者による株式の取得に関しては、買付価格を基準として決定される本普通株式全部取得手続時における経済的条件に満足出来ない株主において、裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定を申し立てる機会が認められています。第二回公開買付価格、またその後に予定されている本普通株式全部取得手続時における経済的条件に満足できない株主においては、これらの法定の手続を利用することにより、裁判所の判断を仰ぐ機会が認められています。このような手続の利用を一般株主に認めた上で本取引を実施しようとしている点からも、公開買付者において一般株主（少数株主）の

利益に対して適切な配慮をするよう努めている取引構造であることが窺われます。

上述のとおり、対象者は公開買付者からの提案を踏まえ、特別委員会を設置し、本取引の対応及び検討に向けた過程の中で、パークレイズ・キャピタル証券から取得した本算定書及び本フェアネス・オピニオン、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言その他の関連資料を踏まえ、対象者少数株主の利益を勘案した適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また本公開買付けの買付条件、とりわけ買付価格の公正性の担保、また本普通株式全部取得手続の取得条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、特別委員会において具体的な検討を行い、その結果、対象者特別委員会は、本取引において公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされているとの結論に至ったとのことです。

その結果、特別委員会は、平成 23 年 12 月 28 日、(a)本公開買付けを含む本取引については、全体として対象者の企業価値の向上を目的とするものであると認められ、これに賛同するべきであること、(b)本公開買付価格については、本公開買付けの後速やかに本公開買付価格よりも高い価格（普通株式 1 株当たり 33 円）を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けていることから、対象者として意見を留保すべきこと、(c)第二回公開買付けが実施される場合には、かかる第二回公開買付けも対象者の企業価値の向上を目的とするものであると認められ、また第二回公開買付価格は直近の一定期間の平均値に対して一定のプレミアムを付した価格であり妥当であると認められることから、答申書提出時点の状況に基づく判断として、第二回公開買付けを含む本取引に賛同するとともに、第二回公開買付けが実施された場合には対象者株主にこれに応募するよう推奨することが望ましいこと、並びに、(d)本優先株式売買並びに本取引を構成する本公開買付け、第二回公開買付け及び第二回公開買付け後に行われる本普通株式全部取得手続という本取引の全体を勘案すれば、本取引は全体として少数株主にとって不利益ではないと認められることを内容とする答申を委員全員の一致で決定し、同日、対象者取締役会に対し答申したとのことです。

(iii) 対象者における法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、RHJI、公開買付者及び対象者から独立した法律事務所であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引における意思決定過程、意思決定方法、特別委員会の運営その他の留意点について法的助言を受けたとのことです。

(iv) 利害関係を有しない対象者の取締役の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、パークレイズ・キャピタル証券から取得した本算定書及び本フェアネス・オピニオン、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、特別委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引及び本優先株式売買に関する諸条件について慎重に検討した結果、本取引が対象者の企業価値向上の観点から有益であり、本取引の諸条件は妥当であると判断し、平成 23 年 12 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明する旨を、決議に参加した取締役（取締役 10 名中、出席取締役 3 名）の全員一致で決議したとのことです。但し、本公開買付価格については、本公開買付けが成立した場合、その決済後速やかに本公開買付価格よりも高い価格である 33 円を買付価格とする第二回公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けていたため、本公開買付価格の妥当性につ

いては意見を留保し、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かは株主の判断に委ねることが望ましいと判断したとのことです。さらに、現時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株主に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべき旨、及び、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当である旨を決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち、倉重英樹氏、アンソニー・A・パローネ氏、ルディガー・シュミッド クーンホッフ氏及び有馬純則氏は、対象者の支配株主でありかつ本公開買付けにつき応募契約を締結しているRHJI又はその関連会社の役員又は従業員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、また、入交昭一郎氏、山田裕久氏及び松村正隆氏については、対象者執行役を兼任しているところ、執行役報酬の一部が対象者の買収を含む組織再編の実施と関連する枠組みとなっており、必ずしも利害が対立するものではないが、取締役会決議の公正を期すため、本取引及び本優先株式売買に関する取締役会の審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場においてその取引条件に関する公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。

なお、その結果、上記取締役会の審議及び決議に参加した取締役は、越尾氏、クルーバシク氏及びアマート氏の3名であり、特別委員会の構成員と同一となりますが、そのことにより、取締役会の審議及び決議の公正性に影響が生じるものではないと考えているとのことです。なぜなら、特別委員会においては特に少数株主にとっての不利益性が議論の焦点となる一方、取締役会においてはより幅広い経営の見地から本取引に賛同すべきかどうかを議論するものであり、もとより議論の対象・目的が異なるからとのことです。また、対象者は、本取引及び本優先株式売買の少数株主への影響を真摯に検討すべく、かかる取引と利害関係が無いと考えられる取締役全員を特別委員会委員に選任したものであり、結果的に同一の構成員が取締役会で審議・決議することに何ら支障はないものと思料致したとのことです。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
440, 155, 133 株	432, 553, 078 株	一株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(432, 553, 078株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(432, 553, 078株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数は、RHJI及び東京海上日動が所有している対象者普通株式の合計数と同数の440, 155, 133株に係る株券等の数、買付予定数の下限は、RHJIが所有している対象者普通株式の数と同数の432, 553, 078株に係る株券等の数です。

(注2) 単元未満株式についても、買付け等の対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規程に定める価格にて当該株式を買い取ります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(以下「本最大買付数」といいます。)

は、対象者の第105期第2四半期報告書(平成23年11月11日提出)に記載された平成23年9月30日現在の発行済普通株式総数(655,572,907株)に、平成23年10月17日及び平成23年10月26日付のA種優先株式の転換により増加した35,700,000株を加算し、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が平成23年11月11日に公表した「平成24年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成23年9月30日現在対象者が所有する自己株式数(5,104株)を控除した株式数(691,267,803株)になります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	171,280個	(買付け等前における株券等所有割合 24.02%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	440,155個	(買付け等後における株券等所有割合 61.74%)
対象者の総株主等の議決権の数	677,881個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(440,155,133株)に係る議決権の数です。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。ATC H1は、本日現在、本優先株式を未だ所有していませんが、上記のとおり、RHJ I及び東京海上日動との間で、平成24年1月4日付で本優先株式を取得する旨の合意をしておりますので、本優先株式に係る議決権の数についても、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」に含めております。但し、ATC H1が所有する株券等にかかる議決権の数は、(i)平成23年12月28日におけるA種転換後普通株式数に係る議決権の数(155,974個)、及び(ii)平成23年12月28日におけるB種転換後普通株式数に係る議決権の数(15,306個)の合計として計算しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第105期第2四半期報告書(平成23年11月11日提出)記載の総株主等の議決権の数(普通株式に係る議決権の数655,194個、A種優先株式に係る議決権の数12,161個及びB種優先株式に係る議決権の数10,526個の合計677,811個)です。但し、平成23年10月17日及び平成23年10月26日付でA種優先株式の普通株式への転換により、A種優先株式が1,020,000株減少し、一方で普通株式の発行済株式総数が35,700,000株増加していること、及び本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成23年9月30日現在の発行済普通株式総数(655,572,907株)に上記のA種優先株式の転換により増加した35,700,000株を加算し、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が平成23年11月11日に公表した「平成24年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された平成23年9月30日現在対象者が所有する自己株式数(5,104株)を控除した691,267,803株に係る議決権の数(691,267個)に、同報告書に記載された

平成 23 年 9 月 30 日現在の A 種優先株式 12,161,000 株から、上記の A 種優先株式の転換により減少した 1,020,000 株を控除した 11,141,000 株に係る議決権の数（11,141 個）及び同報告書に記載された平成 23 年 9 月 30 日現在の B 種優先株式 10,526,316 株に係る議決権の数（10,526 個）を加えた 712,934 個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

（注 4）本最大買付数の買付け等を行った場合の「買付け等後における株券等所有割合」は 100%となります。

（注 5）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（7）買付代金 11,884,188,591 円

（注）本公開買付けにおける買付予定数（440,155,133 株）に、1 株当たりの本公開買付価格（27 円）を乗じた金額です。但し、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、本最大買付数（691,267,803 株）の全てを買い付けた場合の買付代金は、18,664,230,681 円となります。

（8）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

② 決済の開始日

平成 24 年 2 月 10 日（金曜日）（予定）

なお、法第 27 条の 10 第 3 項の規定により公開買付期間が延長される場合には、平成 24 年 2 月 24 日（金曜日）となり、この場合、第二回公開買付けの開始日にも影響を与えることとなります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、下記（11）に記載する公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

下記「（9）その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（432, 553, 078 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（432, 553, 078 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ、第 4 号、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。但し、令第 14 条第 1 項第 3 号へについては、同項但書及び府令第 26 条第 3 項第 4 号の定めにかかわらず、当該災害に起因する損害の額が、最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の五に相当する額未満であると見込まれる場合には、本公開買付け等の撤回等を行いません。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付け期間中に、法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

（その他の SMB C 日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求

することはありません。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動

している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 24 年 1 月 6 日(金曜日)（予定）

(11) 公開買付代理人

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

3. 公開買付け後の方針及び今後の見通し

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」、
「(7) 本公開買付け及び第二回公開買付けの後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」及び「(8) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由」の記載をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

（買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置）

(i) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得

上記「1. (4) 公開買付者等と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」記載のとおり、公開買付者は、RHJI との間で RHJI 応募契約を締結しておりますが、対象者の取締役 10 名のうち社外取締役 4 名が RHJI 又は同社子会社の役員又は従業員を兼務しております。対象者によれば、上記のような状況から、対象者における本公開買付けを含む本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、本公開買付価格及び第二回公開買付価格を含む取引条件の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、並びに利益相反回避の観点から、主として以下のような本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する措置を講じているとのことです。なお、以下の記載のうち対象者に関連する部分は、対象者からの説明及び対象者プレスリリースの記載に基づいて記載しております。

① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から提示された本公開買付価格及び第二回公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本取引及び本優先株式売買に関し独立性を有する第三者算定機関としてパークレイズ・キャピタル証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成 23 年 12 月 28 日付で本算定書を取得しているとのことです。

パークレイズ・キャピタル証券は、対象者普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の取締役（本取引及び本優先株式売買について特別の利害関係を有する又は特別の利害関係を有するおそれがある株式会社 RHJ インターナショナル・ジャパンの代表取締役会長である倉重英樹氏、Ripplewood Holdings LLC のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントであるアンソニー・A・バローネ氏、RHJI の COO 兼ジェネラル・カウンセラーであるルディガー・シュミッド クーンホッフアー氏及び株式会社 RHJ インターナショナル・

ジャパンのマネージング・ディレクターである有馬純則氏を除きます。) から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報等を踏まえて、対象者の株式価値を算定したとのことです。

パークレイズ・キャピタル証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定方法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、類似会社比較法、類似取引比較法及びDCF法を主要な算定方法として用いて、対象者普通株式の株式価値を算定したとのことです。パークレイズ・キャピタル証券が上記各手法を採用した理由及び当該各手法に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。なお、パークレイズ・キャピタル証券は、かかる算定にあたり、対象者が公表した平成23年12月19日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」記載の対象者の平成23年3月期の通期の業績予想の修正を勘案しているとのことです。

評価手法	1株当たり株式価値レンジ
市場株価法	: 17円から38円
類似会社比較法	: 16円から26円
類似取引比較法	: 11円から15円
DCF法	: 29円から36円

市場株価法は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値算定における客観的な算定手法であると考え、採用したとのことです。市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、算定基準日を本公開買付けの開始を公表した平成23年12月28日の前取引日である平成23年12月27日として、対象者の普通株式の過去12ヶ月間の株価を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値を17円～38円と算定しているとのことです。

類似会社比較法は、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて、企業の価値の算定を行う手法となるとのことです。対象者には比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であるため、類似会社比較法を採用し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を16円～26円と算定しているとのことです。

類似取引比較法では、本公開買付けと比較的類似すると考えられる、国内外で過去に実施された自動車部品、トラック部品及び建機部品メーカーにかかる公表取引における取引価格や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を11円から15円までと分析しているとのことです。

DCF法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用したとのことです。DCF法では、対象者の事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を29円～36円と算定したとのことです。なお、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれていないとのことです。

パークレイズ・キャピタル証券は、上記の株式価値算定の結果等を踏まえ、第二回公開買付け価格が財務的見地か

ら株主（RHJI及び東京海上日動を除きます。）にとって公正である旨の意見を本フェアネス・オピニオンにおいて述べているとのことです。また、パークレイズ・キャピタル証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、対象者普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び対象者優先株式の全ての対価として支払われる金額の総額をベースとして計算される企業価値の額が、財務的見地から対象者にとって公正である旨の意見も述べているとのことです。

なお、パークレイズ・キャピタル証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引及び本優先株式売買に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

（注）パークレイズ・キャピタル証券による本算定書及び本フェアネス・オピニオンの作成は、以下の前提条件、手続、考慮事項及び分析における制約事項その他一定の制限に服するとのことです。パークレイズ・キャピタル証券は、(A)本取引の検討の続行又は本取引の実行に関する対象者の意思決定、(B)本取引が成就する可能性、(C)上記の企業価値に係る株主、債権者及びその他対象者に利害関係を有する者の間における配分の公正性及び適切性、又は(D)上記「1. (4) ① 本優先株式の取得」に記載の米国 Pension Benefit Guaranty Corporation との間の訴訟（及び対象者への経済的影響）及び同訴訟に起因して対象者が過去又は将来において負担する損害、損失及び費用等の額に関するATCH1及びRHJIの間における合意に基づく取決め（詳細は、「1. (4) ① 本優先株式の取得」をご参照ください。）について、意見を求められているものではなく、いかなる意味においても意見を述べるものではないとのことです。パークレイズ・キャピタル証券は本算定書及び本フェアネス・オピニオンに記載される意見を示すにあたり参照した財務情報その他の情報が正確かつ完全であることを前提として依拠しており、この点について別段の検証を行っていないとのことです。また、パークレイズ・キャピタル証券は、上記の情報が不正確又は誤解を生じさせるものであると判断すべき事実又は状況を認識していない旨を対象者の経営陣が確約していることにも依拠しているとのことです。パークレイズ・キャピタル証券は、対象者の業績予想が、現時点において入手可能な対象者による最善の見通し及び判断を反映して合理的に作成されたものであることを前提としているとのことです。パークレイズ・キャピタル証券は、当該予想若しくは見通し、又はこれらの前提条件について、一切責任を負担せず、またいかなる見解を示すこともないとのことです。本算定書又は本フェアネス・オピニオンは、対象者の株主に対して、対象者の普通株式の応募を推奨するものではないとのことです。

② 対象者における特別委員会による検討

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引について本公開買付けにおいては対象者の支配株主が応募株主となること、第二回公開買付けにおいては公開買付者が新たな支配株主としてさらに買付けを行うこと、さらにその後本普通株式全部取得手続・上場廃止も想定されるなど、利害関係が複雑であり、意思決定に公正性が要求されるため、中立的立場から本取引に対し意見表明をすべく、平成23年10月20日の対象者取締役会において、対象者取締役会の小委員会として特別委員会を設置し、その委員として、対象者取締役である越尾氏、クルーバシク氏及びアマート氏の3名を選定したとのことです。当該3名の中立性・独立性は、いずれも応募株主及び公開買付者と利害関係が無く本取引及び本優先株式売買に利害関係を有しないこと（すなわち、本公開買付けに対し対象者取締役会として意見表明決議をする際、特別利害関係取締役として当該決議から排除されないこと）、越尾氏は対象者社外取締役であり対象者株券が上場されている東京証券取引所に独立役員として届け出られた者

であること、クルーバシク氏は対象者社外取締役であること、及びアマート氏はかつて対象者の執行役でしたが現在は業務執行に携わらない非常勤の取締役であることにより担保されているとのことです。なお、越尾氏は186,000株、アマート氏は231,068株の対象者普通株式を保有しておりますが、その持株割合はごく小さいものであり、かかる株式保有が上記の独立性に影響を及ぼすものではないと思料しているとのことです。特別委員会は、平成23年11月10日より同年12月28日までに合計20回開催され、公開買付者からのヒアリング、対象者経営陣との協議、対象者が起用した財務アドバイザーであるバークレイズ・キャピタル証券及び対象者が起用した独立の法律事務所であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所との協議を重ねるとともに、バークレイズ・キャピタル証券から取得した本算定書及び本フェアネス・オピニオン、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言その他の関連資料を検討したとのことです。また、公開買付者及びそのアドバイザーであるユニゾン・キャピタル・グループからも本取引及び本優先株式売買の取引構造や条件について説明を受け、少数株主の利益の確保の観点から第二回公開買付価格を含む取引条件等について公開買付者と協議や交渉を行ったとのことです。具体的には、以下の事項を検討したとのことです。

(a) 本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値向上に資するか

対象者及び特別委員会は、公開買付者より、公開買付者及び公開買付者に対して助言を与えるユニゾン・キャピタル・グループの事業概要及び投資経験について説明を受けました。また、上記「1. (2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」記載の内容について公開買付者から説明を受けると共に、公開買付者らが対象者を完全子会社化することにより対象者がどのようなメリットを受けるかについて説明を受けました。それによると、公開買付者は、主に、①対象者が成長するための資金確保のサポート、②対象者のガバナンスシステムを強化するための組織構築及び非公開会社としての意思決定の迅速化等、③対象者経営方針を理解した経験豊かなチームの対象者経営への参画、並びに、④ユニゾンの経営アドバイザーとの協働による経営課題の解決、という点において対象者をサポートする用意があるということです。また、特別委員会は、本取引による財務状況の変化など対象者が受けうる影響並びに本優先株式売買の諸条件を含め、本公開買付け並びにその後の第二回公開買付け及び本普通株式全部取得手続により対象者の企業価値が向上するかどうか慎重に協議しました。

上記「1. (2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」に記載のとおり、これまで対象者は、自社での成長及び買収により業容を拡大させてまいりましたが、平成19年のリーマンショックやそれに続く世界的な自動車産業の不況を受け、Metaldyne Corporationが経営破綻するなど、厳しい経営環境にさらされてまいりました。さらに、本年3月に発生した東日本大震災、また本年7月に始まり数ヶ月間続いたタイの大洪水による影響など、厳しい試練を乗り越えてきました。この数年は、そういった危機に対して身を削るようなコストダウンなどの体質改善をおこない、「生き残り」をかけて経営の舵をとってきたと言えます。

しかし、対象者が公表した平成23年12月19日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」で業績予想を上方修正したことに端的に表れているように、対象者はこれら数々の危機からようやく脱したものと確信したとのことです。ギリシャの債務危機に端を発した欧州の金融不安や中国やインドなどの新興国の成長の減速など、まだまだ不透明な状況は続くと思われませんが、対象者の今後の経営は今までの「生き残り」から「成長」戦略に焦点をあてた積極的な事業計画を推進していきたいと考えております。

今後も自動車業界は世界規模での生き残りをかけた競争による需給構造の大きな変化が予想されますが、これらの変化に対応するには、柔軟な経営戦略と迅速な意思決定がさらに必要になってきます。公開買付者から提案がなされた完全子会社化・上場廃止については、対象者の成長ポテンシャルに対する投資であると理解しており、経営の舵取りが今まで以上に自由にできること、短期的に予想されるリスクにとらわれず、株主の支援に基づき中長期的な事業の成長を追求できること、などからも今後の対象者の経営にメリットがあると考えます。

以上の諸点に鑑み、特別委員会としては、上記1.(2)記載の目的は合理的であり、また、本取引により、対象者として利益を享受するものと認められることから、本取引が対象者の企業価値向上に資するものと判断いたしましたとのことです。

(b) 本公開買付けを含む本取引の取引条件の公正性が確保されているか

次に、特別委員会は上記「1.(6)① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得」記載のとおり、独立した第三者算定機関としてのパークレイズ・キャピタル証券より本算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得し、公開買付者の提案した買付価格の合理性・妥当性を検証いたしました。

公開買付者から提示された本取引に関する買付価格は、本公開買付けが普通株式1株当たり27円、第二回公開買付けが普通株式1株当たり33円でした。他方、本算定書においては、対象者の普通株式1株当たりの株式価値算定結果として、市場株価法では17円から38円、類似会社比較法では16円から26円、類似会社比較法では16円から26円、類似取引比較法では11円から15円、DCF法では29円から36円と報告されました。

上記の株式価値算定の結果等を踏まえ、パークレイズ・キャピタル証券は、公開買付者から提示された第二回公開買付価格が財務的見地から株主（RHJI及び東京海上日動を除きます。）にとって公正である旨の意見を本フェアネス・オピニオンにおいて述べております。また、パークレイズ・キャピタル証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、対象者普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び対象者優先株式の全ての対価として支払われる金額の総額をベースとして計算される企業価値の額が、財務的見地から対象者にとって公正である旨の意見も述べております。

特別委員会において検討した結果、本算定書の結論に至る計算過程はもちろん、本フェアネス・オピニオンの検討過程についても、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められません。

他方、本公開買付価格は、本フェアネス・オピニオンの対象ともされておられません。しかしながら、公開買付者の説明によると、本公開買付けは、対象者の支配株主すなわちRHJI及び対象者の株主である東京海上日動が予め公開買付者との間で応募契約を締結の上合意した取引条件（買付価格を含みます。）に基づくものであり、応募契約を締結した株主のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されておらず、少数株主のために、本公開買付けの後速やかに本公開買付価格よりも高い価格（普通株式1株当たり33円）を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であるとのことです。このような事情に鑑みれば、本公開買付価格にかかわらず、本取引及び本優先株式売買を全体としてみれば、第二回公開買付価格を含む本取引の取引条件は公正なものであると考えられます。もっとも、本公開買付価格の妥当性に関しては対象者としての判断を留保すべきものと判断いたしました。

なお、上記「1.(4)① 本優先株式の取得」に記載のとおり、RHJIによる対象者優先株式の譲渡価格については、PBGC訴訟費用の多寡に応じて、RHJIとATCHIとの間で譲渡価格の調整が行われるとのことです。

しかし、そのような調整が行われたとしても、R H J I に支払われる対象者優先株式の実質対価（普通株式に転換された場合の普通株式1株当たりの対価）が第二回公開買付価格を上回ることではないとのことです。従って、かかる PBGC 訴訟費用に関連した価格調整は、上記公正性に関する判断に影響を及ぼすものではないと思料することです。

(c) 本公開買付けを含む本取引は公正な手続を通じて少数株主への十分な配慮がなされているか

本取引は、公開買付けを二段階に分けるといふ本邦において先例の見当たらない構造を採用しています。株主の保護という観点からは、支配株主である R H J I による応募を想定した本公開買付けの後に、より高い買付価格を設定した第二回公開買付けが実施されることが、どのように担保されているかという点が問題となります。

この点については、公開買付者から明確に説明を受けるとともに、公開買付者及び A T C H 1 が平成 23 年 12 月 28 日に公表した「旭テック株式会社優先株式の取得及び普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」においても、本公開買付けが成立した場合には、その決済後速やかに、公開買付者以外の者が所有する対象者の発行済み普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、再度、本公開買付価格（27 円）よりも高い価格である 33 円を買付価格とする第二回公開買付けを実施する予定である旨明記されております。このことから、公開買付者において第二回公開買付けの予定を明確に開示することにより、少数株主の利益を一定程度尊重しようとしている取引構造であることが窺われます。

また、本取引では二段階の公開買付けの後、全部取得条項付種類株式（又はその他の方法）を用いて本普通株式全部取得手続を行うことが企図されています。本普通株式全部取得手続において、本普通株式全部取得手続の対価は、第二回公開買付価格と同一の価格となるよう設定される予定であり、本普通株式全部取得手続は、第二回公開買付けの成立後速やかに実行するよう要請する予定との説明を公開買付者から受けています。実際の種類株式の発行及び全部取得条項に基づく株式の取得が後日行われたとしても、第二回公開買付けの期間に近接した時点基準日とし、当該基準日時点の株主に対して当該種類株式の交付がなされるものと考えられ、実質的には、第二回公開買付期間と近接した時点における株主に対して具体的な条件が提示されるものと考えられます。このため、第二回公開買付けと同一の基準を本普通株式全部取得手続の価格決定に際して採用することには、特段不合理な点はないと判断されます。

加えて、全部取得条項付種類株式の発行に関しては、これに必要な定款変更について、会社法上、反対株主による株式の買取請求権が認められています。また、上記全部取得条項に基づく対象者による株式の取得に関しては、買付価格を基準として決定される本普通株式全部取得手続時における経済的条件に満足出来ない株主において、裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定を申し立てる機会が認められています。第二回公開買付価格、またその後に予定されている本普通株式全部取得手続時における経済的条件に満足できない株主においては、これらの法定の手続を利用することにより、裁判所の判断を仰ぐ機会が認められています。このような手続の利用を一般株主に認めた上で本取引を実施しようとしている点からも、公開買付者において一般株主（少数株主）の利益に対して適切な配慮をするよう努めている取引構造であることが窺われます。

上述のとおり、対象者は公開買付者からの提案を踏まえ、特別委員会を設置し、本取引の対応及び検討に向けた過程の中で、パークレイズ・キャピタル証券から取得した本算定書及び本フェアネス・オピニオン、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言その他の関連資料を踏まえ、対象者少数株主の利益を勘案した適

切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また本公開買付けの買付条件、とりわけ買付価格の公正性の担保、また本普通株式全部取得手続の取得条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、特別委員会において具体的な検討を行い、その結果、対象者特別委員会は、本取引において公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされているとの結論に至ったとのことです。

その結果、特別委員会は、平成 23 年 12 月 28 日、(a)本公開買付けを含む本取引については、全体として対象者の企業価値の向上を目的とするものであると認められ、これに賛同するべきであること、(b)本公開買付価格については、本公開買付けの後速やかに本公開買付価格よりも高い価格（普通株式 1 株当たり 33 円）を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けていることから、対象者として意見を留保すべきこと、(c)第二回公開買付けが実施される場合には、かかる第二回公開買付けも対象者の企業価値の向上を目的とするものであると認められ、また第二回公開買付価格は直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格であり妥当であると認められることから、答申書提出時点の状況に基づく判断として、第二回公開買付けを含む本取引に賛同するとともに、第二回公開買付けが実施された場合には対象者株主にこれに応募するよう推奨することが望ましいこと、並びに、(d)本優先株式売買並びに本取引を構成する本公開買付け、第二回公開買付け及び第二回公開買付け後に行われる本普通株式全部取得手続という本取引の全体を勘案すれば、本取引は全体として少数株主にとって不利益ではないと認められることを内容とする答申を委員全員の一致で決定し、同日、対象者取締役会に対し答申したとのことです。

③ 対象者における法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、RHJI、公開買付者及び対象者から独立した法律事務所であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引における意思決定過程、意思決定方法、特別委員会の運営その他の留意点について法的助言を受けたとのことです。

④ 利害関係を有しない対象者の取締役の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、パークレイズ・キャピタル証券から取得した本算定書及び本フェアネス・オピニオン、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、特別委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けを含む本取引及び本優先株式売買に関する諸条件について慎重に検討した結果、本取引が対象者の企業価値向上の観点から有益であり、本取引の諸条件は妥当であると判断し、平成 23 年 12 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明する旨を、決議に参加した取締役（取締役 10 名中、出席取締役 3 名）の全員一致で決議したとのことです。但し、本公開買付価格については、本公開買付けが成立した場合、その決済後速やかに本公開買付価格よりも高い価格である 33 円を買付価格とする第二回公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けているため、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かは株主の判断に委ねることが望ましいと判断したとのことです。さらに、現時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株主に対して第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべき旨、及び、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当である旨を決議したとのことです。

なお、対象者取締役のうち、倉重英樹氏、アンソニー・A・バローネ氏、ルディガー・シュミッド クーンホッ

ファー氏及び有馬純則氏は、対象者の支配株主でありかつ本公開買付けにつき応募契約を締結しているRHJI又はその関連会社の役員又は従業員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、また、入交昭一郎氏、山田裕久氏及び松村正隆氏については、対象者執行役を兼任しているところ、執行役報酬の一部が対象者の買収を含む組織再編の実施と関連する枠組みとなっており、必ずしも利害が対立するものではないが、取締役会決議の公正を期するため、本取引及び本優先株式売買に関する取締役会の審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場においてその取引条件に関する公開買付者との協議・交渉には参加していないとのことです。

なお、その結果、上記取締役会の審議及び決議に参加した取締役は、越尾氏、クルーバシック氏及びアマート氏の3名であり、特別委員会の構成員と同一となりますが、そのことにより、取締役会の審議及び決議の公正性に影響が生じるものではないと考えているとのことです。なぜなら、特別委員会においては特に少数株主にとっての不利益性が議論の焦点となる一方、取締役会においてはより幅広い経営的見地から本取引に賛同すべきかどうかを議論するものであり、もとより議論の対象・目的が異なるからとのことです。また、対象者は、本取引及び本優先株式売買の少数株主への影響を真摯に検討すべく、かかる取引と利害関係が無いと考えられる取締役全員を特別委員会委員に選任したものであり、結果的に同一の構成員が取締役会で審議・決議することに何ら支障はないものと思料致したとのことです。

(2) 業績予想の修正について

対象者は、平成23年12月19日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

① 平成24年3月期通期業績予想数値の修正（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

(i) 連結業績予想数値の修正

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想(A)	百万円 77,000	百万円 2,350	百万円 2,000	百万円 1,500	円 銭 2.00
今回発表予想(B)	80,000	3,300	2,700	1,900	2.51
増減額(B-A)	3,000	950	700	400	—
増減率(%)	3.9	40.4	35.0	26.7	—
(参考) 前期(平成23年3月期)実績	73,022	2,337	1,766	155	0.07

(ii) 個別業績予想数値の修正

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想(A)	百万円 32,000	百万円 900	百万円 380	百万円 200	円 銭 0.19

今回発表予想(B)	33,000	1,400	1,100	900	1.13
増減額(B-A)	1,000	500	720	700	—
増減率(%)	3.1	55.6	189.5	350.0	—
(参考) 前期(平成23年3月期)実績	31,315	1,428	1,146	318	0.40

② 修正の理由

対象者連結決算への影響が懸念されたタイの洪水の状況は、概ね収束に向かいつつあり、タイにある対象者連結子会社は洪水による直接被害もなく、その影響は軽微と判断されます。また、欧州の債務問題の影響等依然として先行き不透明な要因はありますが、新興国向けの自動車・建設機械の需要が計画より強含みで推移しており、前回予想を上回る見通しとなりましたので、売上高、営業利益、経常利益、当期利益について、上記のとおり上方修正いたします。

(3) 特別損失の発生可能性について

対象者は、平成23年12月19日付で「連結子会社売却に伴う表明保証違反に関する特別損失の発生可能性に関するお知らせ」を公表し、平成22年10月19日付「当社連結子会社株式の譲渡に関するお知らせ」及び同年11月19日付「当社連結子会社株式の譲渡完了に関するお知らせ」で公表の取引に関し、対象者に株式譲渡契約上の表明保証事項の違反があったとして、アクアインテック社より合計4億5,752万1,612円の補償義務の履行を求める裁判外の請求がなされたとのことです。なお、詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。

以 上